

研 究
労働法・経済法

別
冊
7

生別母子家庭における子どもの 生活保障と社会保障法

——オーストラリア児童扶養法の
改革とわが国の課題——

増 田 幸 弘



慶應義塾大学産業研究所

生別母子家庭における子どもの生活保障と社会保障法

—— オーストラリア児童扶養法の改革とわが国の課題 ——

一 序

二 わが国の現行法：問題の所在

(一) 養育費が未成熟子のもとに確保されないケースと現行法の対応

(二) 離婚の成立と離婚後の措置形成

三 オーストラリア児童扶養法の改革

(一) 児童扶養法改革の背景

1 破綻主義離婚の採用と母子家庭の貧困化現象

2 女性労働力率の上昇と雇用実態

3 養育費支払をめぐる諸問題

4 児童扶養法改革の基本原則

(二) 養育費支払の法的関係

1 CSA による定期給付債権の履行確保

2 養育費の算定方法

3 裁判所の関与

4 当事者間の合意の尊重

5 申請権者

(三) 英国 1991 年児童扶養法に与えた影響

四 検 討

五 結びにかえて：医療保障・教育保障・労働権保障との連携

一 序

わが国における離婚の増加、とりわけ有子夫婦の離婚の増加は、現在の社会保障法の在り方に対しても大きな影響を及ぼす。離婚により生じる母子家庭の

生活問題は多岐にわたるが、本稿では子どもの生活費の保障問題、すなわち経済的な面での生活保障の問題について取り上げることとする。⁽¹⁾ また、父子家庭の生活問題も無視できないが、現在のわが国では離婚後の親権者の多くが母親であることから、本稿では生別母子家庭を念頭に置いて論じることにした。

所得保障政策は労働市場の構造と密接な関係にある。とりわけ、子どもが未成熟子である生別母子家庭の場合、一般的に資産の蓄積が相対的に少ないことから、母親の就労が貧困を回避し自立を図るための重要な前提条件となる。しかし、現在のわが国では、母子家庭の母親は不安定雇用ないし零細企業等に就労せざるを得ず、その結果、困窮生活を強いられることが多い。そのため、離婚後の母子家庭の自立は困難を伴うのが現状である。⁽²⁾

このようなわが国の社会的背景から、生別母子家庭における子どもの生活費は、扶養義務者たる父親による養育費の分担と社会保障給付に頼ることになる。1988年の厚生省「全国母子家庭調査」によると、養育費を受け取っている母子家庭は全体の14%に過ぎず、現実的には離婚後の未成熟子に対する私的扶養義務が全体としてあまり履行されていないことが明らかとされている。このことは、事実上、社会保障給付が生別母子家庭における主たる収入源とされていることを意味する。⁽³⁾ しかし、規範的關係として見た場合、「父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ること」⁽⁴⁾ を目的とする児童扶養手当法は、社会保障給付と私的扶養義務との関係につき次のように規定する。「児童扶養手当の支給は、婚姻を解消した父等が児童に対して履行すべき扶養義務の程度又は内容を変更するものではない」⁽⁵⁾。

したがって、法的な観点から生別母子家庭における子どもの経済的な生活保障の問題を考える際には、まず私的扶養義務たる未成熟子への養育費支払義務の履行が低水準に止まる理由を検討する必要がある。現在、離婚件数の9割以上を占める協議離婚では、離婚処分の方の自由の原則の下、父母の合意のみにより子どもに関する措置が形成されている。そのため、養育費に関しても、子ども

の経済的な生活保障にとり不適切な合意がなされることや、そもそも養育費の請求自体が放棄されることがしばしばある。また、仮に養育費の取決めがなされたとしても、その履行確保のための適切な法的手段が欠けている。これらの理由から、私的扶養義務たる養育費の支払状況は低水準にあるものと理解される。更にこれらの諸問題に加えて、離婚後の非親権者の扶養負担能力の問題も考慮に入れなくてはならない。

離婚後の未成熟子の経済的な生活保障については、公的責任の重視、すなわち社会保障給付による社会的扶養を充実させることにより、問題を解決すべきであるとの考え方が成り立ち得る。しかし、その場合であっても、離婚後の子どもの経済的な生活保障につき扶養義務者にかわり国家が第一次的養育任を負うと解することは困難であろう。⁽⁶⁾ したがって、生別母子家庭における子どもの経済的な生活保障の問題を法的な観点から考察する場合には、扶養義務者たる非親権者からの養育費支払義務の履行確保の問題を検討するとともに、私的扶養と社会的扶養との調整の問題を検討する必要がある。本稿の目的は、この二つの問題について検討を加えることにある。

社会保障・社会福祉の法、とりわけ児童保障⁽⁷⁾に関する法を考察する場合には、常に、家族の自律と国家の介入との関係が重要な問題となる。生別母子家庭における養育保障の問題に関しても、同様のことを言い得るものと思われる。本稿でも以下、この両者の関係をいかにとらえるべきであるかとの問題意識に下し、考察を進めて行くことにしたい。

- (1) 離婚による母子家庭は、一般に所得水準が低いがために教育支出に制約が生じ、その結果、低学歴の子どもが良好な就業機会に接するチャンスが少なくなり、貧困が再生産される度合いが高いとの指摘がある（篠塚英子「母子世帯の貧困をめぐる問題」日本経済研究・22号（1992年）77頁以下）。生別母子家庭における子どもの経済的な生活保障の問題は、将来にわたる貧困の再生産を未然に防ぐとの観点からも重視される必要がある。
- (2) 現代の先進諸国においては、貧困家庭の多くは高齢者、障害者、および母子家庭であるが、離婚が母子家庭の生まれる大きな要因となってくるとともに、貧困層における母子家庭の比重が高まる傾向にあるという見解がある（八代尚宏『結婚

の経済学』二見書房・1993年、116頁以下)。わが国でも今後、母子家庭が貧困に陥ることを回避するための立法政策として、ひとり親家族(単親家族)に対する社会保障諸給付の在り方の再検討とともに、就労援助および社会福祉サービスの充実を図ることが求められよう。この点に関連し、後掲註(164)、(165)参照。

- (3) 桑原洋子「大阪府下離別母子家庭における養育費支払の実態と児童扶養手当」家族<社会と法>3号(1987年)81頁以下は、この問題を大阪府下の生別母子家庭を対象とした実態調査から明らかとする。
- (4) 児童扶養手当法第1条。
- (5) 同法第2条第2項。社会保障諸給付の法的性格および私的扶養との規範関係につき、上野雅和「社会保障法と扶養義務」(石川稔・中川淳・米倉明 編『家族法改正への課題』日本加除出版・1993年)501頁以下参照。なお、社会保障の法制度を、家族による私的扶養に対する公的扶養として位置付ける論稿として、堀勝洋「私的扶養と公的扶養」(社会保障研究所 編『福祉政策の基本問題』東京大学出版会・1985年)203頁以下参照。同論稿は、私的扶養と公的扶養との関係に関する基本的な考え方を示した後、生別母子家庭の経済的扶養につき次のように説く。「……児童扶養手当の額を増やすという形で公的扶養の役割を高めることは必ずしも国民の合意が得られないと考えられる。むしろ別れた夫による養育料を確保し、私的扶養を強化する公的なシステムが設けられてよいと思われる」(215頁)。
- (6) この点につき、石川稔「養育費の履行確保」(離婚制度研究会 編『子どものための離婚講座』有斐閣・1992年)246頁以下参照。
- (7) わが国の社会保障法の法体系の理解をめぐってはなお議論があるが、児童に関する生活保障(医療保障・母親の労働権保障・所得保障・教育保障)を、児童保障として総合的に把握する見解につき、橋本宏子「出産・育児に関する生活保障」(柗井常喜 編『社会保障法』エイデル研究所・1991年)228頁以下参照。

二. わが国の現行法：問題の所在

(一) 養育費が未成熟子のもとに確保されないケースと現行法の対応

生別母子の社会保障(狭義の社会保障、すなわち所得保障)を、児童にかかわる生存の保障(児童保障)の問題として社会保障法学の観点から考察する場合には、現行法上、私的扶養たる養育費の支払を前提とした上で社会的扶養との調整を論じる必要がある。⁽⁸⁾

父母が離婚した後に、扶養義務者たる非監護者(非親権者とはほぼ一致するこ

とから、以下、非親権者とする）からの養育費が未成熟子のもとに確保されないケースとして、次のような場合が考えられる。

第1に、扶養義務者に経済的な扶養能力が欠ける場合が考えられる。離婚成立後に事情変更がないにもかかわらず履行不能となる場合として、義務者の経済力に主たる原因があって離婚になった場合（婚姻中から義務者に労働意欲がない場合）、夫婦とも低収入で二人の収入をあわせて家計が成り立っていた場合、および支払えぬことがわかっている額で合意する場合、を挙げることができる。⁽⁹⁾ これらの諸要因に関しては、離婚成立時においてある程度、事後に発生すべき事態の予見が可能である。問題となるのは、離婚後に事情変更がある場合、なかでも義務者の再婚に伴い身分関係に変動を生じる場合である。

親子関係が法的に確定している場合、通常、親は私的扶養義務として未成熟子を扶養する義務を負う。しかし、わが国の現行民法には同義務に関する根拠規定が設けられていない。⁽¹⁰⁾ そのため、周知のとおり、養育費の法的基礎および実定法上の根拠規定については論議が分かれている。⁽¹¹⁾ 扶養法の理論における通説的な見解によると、離婚後の非親権者は、実定法上は親族間の扶養の一般条項たる民法第877条を根拠としつつ、解釈論として未成熟子に対する生活保持義務を負うものとされてきた。⁽¹²⁾

そこで、扶養義務者たる非親権者が再婚して子どもをもうけた場合には、前婚の子と後婚の子の両者に対してそれぞれ同順位で生活保持義務を負うことになる。⁽¹³⁾ しかしその際に、非親権者が再婚により生じる扶養負担の増加に耐え得るだけの十分な資力を有していないことも有り得る。かような場合には具体的諸事情に応じて扶養の程度を決定することになるが、⁽¹⁴⁾ ここにおいて、血縁関係としての親子関係（前婚における親子）と現に共同生活関係にある親子関係（後婚における親子）の両者は、生活資源の配分をめぐる事実上の競合関係を生じることになる。⁽¹⁵⁾

したがって、扶養負担の増加に耐え得ることのできない非親権者の再婚により、前婚の未成熟子のもとに適切な額の養育費が確保され得ないとの事態が惹起されることが推測される。

第2に、親権者が子の養育費の請求権の行使を放棄する場合がある。この問題が生じる現行法上の理由として、① わが国の離婚形態の9割以上を協議離婚が占めている点、およびこれと関連して、② 扶養請求権の権利主体が、実定法上、明示されていない点、を挙げることができる。

協議離婚を規定する民法第766条では、養育費支払の取決めが協議離婚の成立要件とされておらず、また協議事項として明示されている訳でもない。夫婦間の協議が整い離婚意思が合致すれば、届出に基づき離婚は成立する。したがって協議の際に養育費支払の取決めをなすことなく、あるいは養育費不請求の合意をなして離婚を成立させることができる。離婚後の子どもの生活保障に関しては国家が後見的に介入し、法的に保障する必要があるとの観点から見た場合、子どもの権利への配慮に欠ける制度であることは否めない。⁽¹⁶⁾

協議離婚における養育費の取決め問題について1992年の日弁連の意見書では、わが国の協議離婚の現状に鑑み、養育費支払に関する取決めを協議離婚の成立要件にすることや、有子夫婦の離婚に際して家庭裁判所等の法的機関の関与を求め養育費のみではなく子どもの監護に関する一切の事項を決定するとの改革案に対しては、慎重な見解を示している。⁽¹⁷⁾ その上で、養育費に関する取決めを「促進する」対策として民法第766条の改正（養育費の金額および支払方法について協議を求めることを条文中明示する）、および、新たに養育費取決め届出制度の新設（離婚届出用紙に、養育費に関する合意書のフォーマットを加える）を提案している。⁽¹⁸⁾

この改革案は、現行法の枠内での現実的な改革案であるものと言い得よう。しかし、未成熟子の成長発達の権利を法的に保障するためには、養育費の支払約束の確保を目的とした、何らかの形での公的機関による一定の関与が必要であると思われる。⁽¹⁹⁾

一方、扶養請求権の権利主体の問題は、次のような形で生じる。現在の通説および実務では、養育費につき夫婦間で合意が成立した後に、改めて未成熟子の扶養義務者に対して扶養請求をなすことを認めている。⁽²⁰⁾ ところが前述のように、現行法上、扶養請求権の根拠規定が明文化されていないために、その権

利帰属の主体と請求方法についての見解が分かれている。すなわち、民法第766条に基づく監護費用分担請求ととらえるのか、あるいは民法第877条を根拠に未成熟子自身による扶養請求としてとらえるのかという問題が生じる。⁽²¹⁾ 子どもの権利の観点から見て、解釈上、未成熟子自身に扶養請求権の帰属を認めるべきあるものと考えられる。しかし、仮に子どもに固有の請求権であると解するにしても、親権者が養育費請求を放棄した場合にはその権利保護に欠けることになる。⁽²²⁾

第3に、扶養義務者たる非親権者が養育費の支払を懈怠するケースが存在する。

現行法上、養育費の履行確保の制度として、民事執行法上の強制執行手続と、家事審判法上の履行勧告（家審法第15条の5）・履行命令（同第15条の6）・寄託（同第15条の7）が存在する。しかしこれらの手段を利用する際には、協議離婚の場合、養育費の債務名義がないことが多いことのほかに、手続上、次の諸問題が存在している。⁽²³⁾

家事審判法上の諸制度については、(a) 家事審判法上の調停ないし審判によって扶養義務が確定していることを要する点、(b) 履行勧告には強制力がない点、(c) 履行命令は間接強制の制度であり、直接的に権利を実現するものではない点。また、命令違反の過料が10万円以下であることから、効力が弱い点、(d) 寄託は履行強制の手段たり得ない点、が挙げられる。また、強制執行については、毎月履行期日が到来する定期給付債権につき、その都度執行手続を行わなくてはならぬ煩雑である点、および、費用倒れに終わるおそれがある点を挙げることができる。

したがって養育費の履行確保の措置に関しては、現行法の解釈および運用に限界があり、実効性を欠く。そこで、これらの諸問題を踏まえた立法政策の検討が今後の課題となる。現在までに提出された政策提言では、主に次のような提案が行われている。

① 協議離婚の際に養育費についての債務名義を得やすくすること（あるいは養育費については必ず債務名義を伴うような仕組みを作ること）、② 将来

履行期に達するものも含めた継続的な定期給付債権については、給与天引制度を新設して1度の強制執行により支払義務終了に至るまで（あるいは一定期間は）その効力を生じるようにすること、③ 養育費が現実に支払われない場合の措置として、国家による養育費の立替払制度（代位行使または費用徴収）を新設すること。

言うまでもなく、養育費の支払は円満な人間関係に基づき自発的に行われることが望ましい。したがって、現在の離婚後の監護権の在り方を再検討することや、扶養義務者の養育費支払にインセンティブを与える諸施策（人間関係の調整手続や税制上の優遇措置など）の導入を検討する必要がある。⁽²⁴⁾ しかしそれと同時に、離婚後の未成熟子の生活保障に関わる諸事項は国家の公的な関心事項のひとつであるとの認識の下に、子どものニード充足にとり適切な内容の生活資源が確保され得る法的手続を整備することが望まれる。

- (8) 社会保障の諸制度を考察する場合には、法的な観点からの権利論とともに、財源論に関する議論を無視することができない。この点に関して、利谷信義・石井美智子「日本の離婚」（利谷信義・江守五夫・稲本洋之助 編著『離婚の法社会学』東京大学出版会・1988年）86頁は、離婚法の整備による離婚給付の改善と社会保障との関係につき次のように述べる。「前者〔離婚法の整備による離婚給付の改善〕は、往々にして社会保障切りつめの手段として批判される。その面のあることも否定できないが、むしろ私的給付の面をはっきりさせることが、公的給付を明確にし促進することも考慮に入れる必要がある。憲法原理に即しつつ、その境界をはっきり設定し、私的に負担すべきものは負担したうえで、公的負担をつよく要求することが、今後とるべき方向ではないかと思われる」。本稿も基本的に同様の立場に立つ。
- (9) 白島敬三・穴戸万里子「家事事件における義務の履行確保」（『講座・実務家事審判法 1巻』日本評論社・1989年）254頁。
- (10) 現行法上の明文規定の欠如に関して、後出（註17）の日弁連の意見書では、父母は親権の有無にかかわらず未成年子に対して生活保持義務を負うとの明文規定の新設を提案している（22頁）。また、松嶋道夫「子の養育費の算定と履行確保」家族＜社会と法＞・9号（1993年）は、立法論として民法第711条の2を新設して、「親は、子が18才まで養育義務を負う。親の養育義務は、親権、監護権の有無にかかわらず、能力に応じて負担しなくてはならない」と規定し、養子の節に

準用規定を置くことを提案している（153頁）。

- (11) 未成熟子の扶養が法的に義務付けられる根拠に関する諸学説の整理と検討を行う論稿として、上野雅和「扶養義務」（『民法講座 7巻 親族・相続』有斐閣・1984年）308頁以下、田中通裕「未成熟子の養育費と親の責任」判例タイムズ・747号（1991年）309頁以下、深谷松男「未成熟子扶養法の基礎的考察」金沢法学・27巻1・2合併号（1985年）199頁以下、松嶋道夫「親権者と親子間の扶養」（『現代家族法大系 3』有斐閣・1979年）426頁以下参照。
- (12) 実定法上の根拠規定をめぐる通説的立場からの諸学説の論点整理と解釈論につき、深谷松男「未成熟子扶養請求の準拠規定と法的方式」判例タイムズ・550号（1985年）60頁以下参照。親権と扶養義務との関係について通説は、未成熟子の扶養の法的根拠を親子関係そのものから導き、親権の存在と扶養義務とを理論上区別して理解する。すなわち、未成熟子に対する事実上の監護・教育と純経済的給付たる扶養とは、「理論上別の側面の問題であるばかりでなく、現実にも分離しうるもの」であり、また、実定法上も、民法第820条の「文理解釈からは、監護教育に要する費用負担までは当然に導き出されない」（西原道雄「親権者と親子間の扶養」（『家族法大系 V』有斐閣・1960年）93頁）ものとする（この点につき、同「親権と親の扶養義務」神戸法学雑誌・6巻1・2合併号（1956年）360頁以下、松嶋前掲 註(1) 430頁以下参照）。
- (13) 石川稔「養育費法と離婚交渉」家族＜社会と法＞・3号（1987年）31頁以下、本沢巳代子「生活保持義務と生活扶助義務」判例タイムズ・747号（1991年）359頁以下、山脇貞司「扶養の順位・程度・方法」判例タイムズ・747号（1991年）361頁以下。
- (14) 扶養義務二分説を基本的に維持する場合、離婚後の別居の未成熟子扶養の程度は生活保持義務となるが、その場合「自己と同程度の生活をさせる生活保持義務である必然性はなく、最低生活費保障を基本として、個別具体的にそれ相応の生活の保障をすればよい」ものと解される（山脇貞司「扶養義務の性質」静岡大学法経研究 23巻2・3・4合併号（1975年）144頁）。

なお、この点に関連し、養育費支払義務の基本はその子にとり妥当する健康で文化的な最低生活費を確保することであるとの観点から、養育費の基準額を示す必要性があることを説く論稿として、山脇貞司「生活保持義務と生活扶助義務の関係」ジュリスト増刊・民法の争点I（新版）（1985年）225頁、同「養育費支払義務の履行確保」ジュリスト・858号（1986年）35頁、同「養育費の取決めとその履行確保」（石川稔・中川淳・米倉明 編『家族法改正への課題』日本加除出版・1993年）273頁以下参照。

また、上野前掲 註(5)は、「社会の子ども」という観点からは、親の経済的能力により子どもの生活程度が決まるといった差別的な基準を、法律的基準として

残すべきではない」として、未成熟子扶養の要件・程度に関しては客観的基準に基づき決定し、生活扶助義務と生活保持義務の二分論は捨てるべきであると説く(522頁)。

- (15) この場合、後婚の未成熟子の同居という事実が、「同居する扶養権利者に対する扶養義務の履行を他の扶養義務よりも事実上優先させ、またその扶養の程度を重くする要素として働くことが起る」ことになる(深谷松男「生活保持義務と生活扶助義務」(『講座 現代家族法 第4巻』日本評論社・1992年)201頁)。なお、ドイツ法を素材に扶養義務の競合問題を検討する論稿として、ローラント・ヴィットマン(本沢巳代子 訳)「離婚者の再婚のチャンスとリスク——扶養義務の競合問題について——」家庭裁判月報・42巻4号(1990年)130頁以下参照。
- (16) アメリカ法との比較においてこの点を検討する論稿として、樋口範雄『親子と法』(弘文堂・1988年)第8章参照。
- (17) 『離婚後の養育費支払確保に関する意見書』(1992年)。その理由として、次の3点を挙げる(23頁)。
①養育費支払に関する取決めを離婚の成立要件にすることが、法律上の手続をとらない「事実上の離婚」の増加を招くおそれがあること。
また、それによる母子家庭等としての保護の後退が懸念されること、
②現行の協議離婚が定着している現状を鑑みて、有子夫婦の離婚に際して一律に家庭裁判所等の関与を義務付けることには、かなりの抵抗が予想されること、
③公的機関の関与を求める場合には、制度的に相当規模の機関の新・増設が必要となること。
- (18) 同意見書、23頁以下。
- (19) 高橋敏・婚姻法改正を考える会「協議離婚制度——意思および離婚後の措置の確認」法学セミナー・467号(1993年)38頁以下は、現在までに提出された協議離婚の改善策をめぐる諸提案につき、離婚後の未成熟子の措置形成の問題に関する諸論稿の要旨と論点を整理する。
- (20) 親による養育費の合意の法的性格に関する諸学説の動向、および実務上の諸問題につき、石村太郎「父母による子の養育料の合意」(『講座 現代家族法 第4巻』日本評論社・1992年)275頁以下、山脇貞司「父母による養育料支払いの合意と子からの扶養料請求」別冊ジュリスト99・家族法判例百選(第4版)(1988年)130頁以下、同「父母の養育費の合意と未成年の子の扶養料請求」判例タイムズ・747号(1991年)311頁以下参照。
- (21) 未成熟子自身が扶養権利者となり、扶養義務者たる親に扶養請求を行うことを認める通説に対し、親権者による監護費用分担請求の方法を主張する論稿として、以下参照。小石寿男「未成熟子の養育費請求事件の性格」ケース研究・75号(1963年)1頁以下、同「未成熟子の養育費請求方法について」家庭裁判月報・34巻12号(1982年)1頁以下、「未成熟子の養育費請求方法・再論」判例タイムズ・570号(1987年)5頁以下。また、山脇貞司「離婚と親子関係」法学セミナー・

410号(1989年)46頁,同前掲註(14)(1986年)34頁以下,同(1993年)276頁以下参照。

- (22) 本沢巳代子「離婚母子の生活保障と子の福祉——ドイツ家族法との比較を中心として——」(「家族・労働・福祉」刊行委員会編『家族・労働・福祉』永田文昌堂・1991年)84頁以下は,子の扶養請求権の放棄や不行使について,子の経済的利益に反するものであり,利益相反行為(民法第826条1項)として特別代理人を選任することも考えられると解する。その上で,同条が特別代理人選任の請求を親権者だけに任せていることに対して,子の権利保護には不十分であると指摘する。また立法論としては,未成年子の親に対する扶養請求権を子の固有の権利として法律上保障すること,および,親権者に代わって子の扶養請求権を主張できるような公的制度を設けることを提案する。
- (23) 養育費の履行確保の措置に関しては,上述の日弁連および離婚制度等研究会による意見書・報告書の他に,以下の諸論稿によりわが国の現行法(民法・家事審判法・人事訴訟法・民事執行法・児童扶養手当法)が有する制度上の問題点の指摘と,改善策の提言が行われている。石川前掲註(6)246頁以下,佐藤隆夫『離婚と子どもの人権』(日本評論社・1988年)129頁以下,下夷美幸「離婚と子供の養育費」季刊社会保障研究・25巻2号(1989年)158頁,同「母子家庭への社会的支援」(社会保障研究所編『女性と社会保障』東京大学出版会・1993年)260頁以下,白鳥敬三「履行確保制度について」(『講座 現代家族法 第4巻』日本評論社・1992年)317頁以下,白鳥・穴戸前掲註(9)245頁以下,杉井静子「離婚と子どもの権利」自由と正義・42巻2号(1991年)29頁以下,田中峯子「養育費の支払い約束とその履行確保について」自由と正義・38巻9号(1987年)43頁以下,利谷信義「協議離婚」家族<社会と法>・8号(1992年)81頁以下,二宮周平「離婚と養育費支払義務の履行」法律のひろば・41巻2号(1988年)48頁以下,能見善久「子の扶養とその履行確保」ケース研究・229号(1991年)2頁以下,松嶋前掲註(10)148頁以下,本沢前掲註(22)91頁以下,山脇前掲註(14)(1986年)34頁以下,同(1993年)279頁以下,依田精一「協議離婚」(『講座 現代家族法 第2巻』日本評論社・1992年)141頁以下。
- (24) 能見前掲註(23)12頁以下,山脇前掲註(14)(1993年)277頁。石川稔「親子法における血縁と養育——親子法の課題」ジュリスト・875号(1987年)83頁以下は,未成熟子に対する扶養の法構造が他の扶養の場合とは異なる特質を有することを指摘した上で,養育費の負担者である非監護親に子の監護に関与する機会を積極的に認めることが,子の養育費の履行確保のためにも必要であることを説く。

(二) 離婚の成立と離婚後の措置形成

以上、生別母子家庭の未成熟子のもとに養育費が確保されないケースと、現行法における運用上の問題点を概観してきた。改めて論点を整理すると次のようになる。

① 離婚後の扶養義務者の扶養能力には限界がある。そのため、私的扶養と社会的扶養との調整を考える必要がある。とりわけ養育費の支払義務を負う非親権者が再婚した場合には、前婚と後婚との間の生活資源の配分の問題が生じる。また、養育費分担額の算定基準（ガイドライン）を開発する際には、その基本理念が問われることになる。

② 現在のわが国において離婚形態の9割以上を占めている協議離婚制度では、当事者の合意の尊重の下、離婚の成立それ自体の合意のみならず、離婚後の未成熟子の措置に関する合意内容についても法が関与することがない。その結果、離婚協議の過程において（子どものニード充足にとって適切な内容の）養育費支払約束を法的に確保することが困難となっている。

③ 親権者による未成熟子の権利不行使（養育費の不請求）の問題が存在する。仮に未成熟子が非親権者に対して固有の扶養請求権を有しているとしても、その権利行使は實際上、一方当事者たる親権者の意思にかかっている点が問題となる。

④ 履行確保の措置の問題が存在する。現行法上、履行勧告や履行命令が効果的に運用されている。⁽²⁶⁾ ただし、これらは家事審判ないし家事調停により扶養義務が認められていることが必要であることの他に、執行力を有しないという問題がある。⁽²⁶⁾ また、債務名義が確定している場合に用いることのできる、民事執行法に基づく強制執行手続は、家事債務たる養育費確保の手段としては適切さを欠く。

したがって、生別母子家庭における子どもの経済的な生活保障を法的な観点から考察する場合には、養育費分担額の算定基準を社会保障給付との関係において検討することとともに、現在の協議離婚制度の在り方と密接な関係にある諸問題（協議離婚における養育費の取決めの確保、負担義務者に養育費を請求

する意思のない親権者に対する措置、履行確保の措置) に対して検討を加える必要がある。このうち後者の諸問題については、次のことを考慮に入れなくてはならない。

それは、私人間の身分関係の確定たる性格を有する婚姻関係解消の場面においては、当事者の自己決定権は可能な限り尊重されることが望ましいということである。すなわち一旦形成された離婚意思の合致に対して国家が法的介入を行うことは、出来る限り避けられなくてはならない。この点に関して、わが国の協議離婚制度は、対等な立場にある当事者双方の自由意思に基づいて実質的離婚意思の形成が行われる限り、当事者の自律に対する国家の中立性イデオロギーを反映し得る制度であるものと評価することができる。かようなメリットを有する協議離婚制度がわが国で定着していることに鑑み、その改廃については慎重を期すべきであろう。しかしその一方において、有子夫婦の離婚後の措置形成の問題に関しては、現行法の解釈論では(夫婦間の離婚交渉の場面には参加することのない)未成熟子の経済的な生活保障の法的保護につき限界があることもまた事実である。

離婚後の未成熟子扶養の問題をめぐっては、婚姻解消の場面における親の自己決定権の保障のみならず、子どもの権利を法的に保障する必要がある。また、未成熟子の養育費に関する措置内容は、子どものニード充足にかかわる問題であるとともに社会全体の利益にもかかわることから、その措置形成の過程において国家の後見的な介入を介在させる必要があるものと言うことができよう。⁽²⁷⁾ そこで今後の立法政策としては、少なくとも未成熟子を養育している夫婦の離婚の場合について、適切な内容の養育費の決定とその確実な履行を担保するための新たな法的手続を整備する必要があるものと考えられる。

その際、この問題を児童保障の一環と位置付けた上で、養育費と社会保障給付との調整が効果的に行えるような方法を採用することができないであろうか。この点については、オーストラリア法における試みがひとつのテスト・ケースとして社会保障法学の観点からの検討材料を提供するものと思われる。そこで次章では、オーストラリアにおける児童扶養法の改革を取り上げることとする。

- (25) この点につき、山脇前掲 註(14)(1986年)36頁は、現在の家事審判法上の履行確保制度が家庭裁判所(実質的には調査官)の関与を伴うことによりケース・ワーク的な調整機能を果たし、その結果として効果的に運用されているものと積極的に評価する。
- (26) このことは、「履行確保の制度は、強制執行制度と併置された履行の強制のための制度というよりは、履行を確実にするための後見的な機能をはたすべきものである」(慶応義塾大学法学部民事訴訟法研究会「裁判離婚手続について」の意見)法学研究・66巻10号(1993年)138頁)という、同制度の基本的性格に由来する。
- (27) 言うまでもなくこの場合には、現在の協議離婚制度の法構造そのものが問い直されることになる。この点については、上野雅和「現代の離婚に対する法的統制の展望」(有地亨・老川寛 編『離婚の比較社会史』三省堂・1992年)331頁以下、同「協議離婚の改善策について」岡山大学法学会雑誌・42巻2号(1993年)135頁以下、同「協議離婚をめぐる」ジュリスト・1019号(1993年)60頁以下に詳しい。

三 オーストラリア児童扶養法の改革

(一) 児童扶養法改革の背景

オーストラリアでは1988年および1989年の2回にわたり、連邦法たる児童扶養法(Child Support Act)の制定を中心に、児童扶養法の改革が実施された。同改革が実現するに至った直接的な契機としては、1987年に実施された総選挙の際に労働党政権のHawke首相が掲げた「1990年までにオーストラリアの貧困児童をなくす」旨の公約を挙げることができる。⁽²⁸⁾ この公約の背景には、オーストラリアにおけるひとり親家族(大半が母子家庭)の増加とその貧困化現象とともに、1980年代における社会保障支出の削減政策が存在していた。⁽²⁹⁾

社会保障論の観点からは、オーストラリアの経済社会システム全般や政府の社会福祉政策・財政政策の分析が不可欠となるが別の機会に譲り、本稿では主に法構造の観点から児童扶養の問題を取り上げることとする。

1 破綻主義離婚の採用と母子家庭の貧困化現象

現在オーストラリアの連邦を構成する6つの州は、かつてはそれぞれ英国の植民地であった。そのためオーストラリアの法体系は、アイルランドと同様に、英国の法体系を継受することによりその基礎が築かれた。離婚の規制に関する法についても、英国1857年婚姻事件法（Matrimonial Causes Act 1857）と基本的に類似する婚姻事件法が、1858年から1873年までの間に各植民地において制定された。⁽³⁰⁾

その後、各州ごとに独自の離婚法を発展させてきたが、およそ30を数える離婚原因の統一を最大の眼目として、連邦法たる1959年婚姻事件法（Matrimonial Causes Act 1959：以下、1959年法と略）を制定し、1961年に施行した。⁽³¹⁾ この1959年法では14の離婚事由が列挙されていた。ここで注目されるのは、有責主義に基づく離婚事由とともに、西オーストラリア州法において既に採用されていた、5年間の別居を理由とする破綻主義の離婚事由も含まれていたことである。⁽³²⁾ このように破綻主義離婚の理念を連邦レベルではじめて導入した1959年法は、制定後16年を経て現行法である1975年家族法（Family Law Act 1975：以下、1975年法と略）の制定に伴い廃止された。⁽³³⁾

1975年法の特徴は、12カ月の別居を唯一の包括的事由とする破綻主義離婚を採用することにより有責主義を完全に排斥した点と、⁽³⁴⁾ 州裁判所と連邦裁判所との間で複雑化していた裁判権の管轄を、新たに設置した連邦裁判所である家庭裁判所（Family Court）の専属管轄とした点にある。⁽³⁵⁾ とりわけ前者は「実質的審理抜きの破綻主義」の採用であり、⁽³⁶⁾ 「破綻主義の思想を世界でもっとも徹底させたといえる」⁽³⁷⁾ という特色を有するものであった。従来の婚姻事件法の法構造に起因していた、裁判手続の繁雑さに伴う時間の空費、裁判費用の高騰と経済的な負担、および離婚裁判における有責主義と対審構造に伴う弊害などの諸問題は、1975年法の制定により解消された。すなわち、「金持ちの離婚、貧乏人の遺棄」⁽³⁸⁾ と称されていた従来の離婚手続を改正することで、迅速な離婚判決の確定と経済的負担の軽減を実現した。

このように1975年法は、「破綻している婚姻に対して、あらゆる障害を排除して、そこから解放されるようにするために、徹底した破綻主義を採用したも

の」⁽³⁹⁾であり、「法と事実との乖離を排して、いわば社会の婚姻の実態が法的次元に表れることを可能とすることを目的とした法」⁽⁴⁰⁾であると評価される。同法が成立した社会的背景や立法過程に関してはわが国でも既に多くの論稿が提出され、家族法学や社会福祉学などの領域において研究が進められている。そこで、これらの詳細については他の諸論稿に譲ることとし、本稿では今回の児童扶養法改革との関連において次の点を指摘しておくにとどめたい。

オーストラリアの離婚件数は1975年法の制定直後、一時的に急増した。法改正に伴い生じたこの離婚率の急激な増加は間もなく収束に向い、その後数年間にわたり減少傾向を見せたものの、1980年代に入り離婚率は再び漸増へと反転した。⁽⁴¹⁾ また諸外国と同様、近年、事実婚の数が増加してきた。⁽⁴²⁾ その結果、現在では、「本来、家族法の制定は、混乱していた婚姻の状況を法的次元で是正することを目的としていたが、オーストラリアの社会の現実が急速な変化をし、すでにその目的を果たし切れない様相を示して」⁽⁴³⁾ おり、「オーストラリアの家族の実態は、家族組織の構造的安定性が保たれているとは言い難い」⁽⁴⁴⁾ ものとなっている。家族関係を取り巻くこのような急激な状況の変化の中で、今回の児童扶養法改革は実施された。

この児童扶養法の改革をめぐる議論が提起されるに至った直接の要因として、1980年代前半における離婚後のひとり親家族の生活状況を明らかにした調査研究の存在がある。⁽⁴⁵⁾ それは、オーストラリア家族問題研究所（Australian Institute of Family Studies：以下、AIFSと略）が実施した離婚後の生活実態の調査（1984年）⁽⁴⁶⁾ と、P. McDonaldの編集による、SETTING UP：PROPERTY AND INCOME DISTRIBUTION ON DIVORCE IN AUSTRALIAと題する研究書（1986年）の刊行である。これらの調査研究により、離婚を境として母子家庭の生活水準は一般的に相当程度の水準まで低下していたことが、統計上の事実として示された。貧困所得線をいかに判定するかについては議論があるが、一連の調査により得られた多くの指標から当時50％程度の母子家庭が貧困所得線以下の困窮生活を送っていたとする見解がある。⁽⁴⁷⁾

2 女性労働力率の上昇と雇用実態

当時のこの母子家庭の貧困化現象は、わが国同様、オーストラリアにおける労働市場の構造と、離婚後の養育費支払をめぐる法構造の、両者に起因するものと考えられる。

前者の観点から問題となるのは、母子家庭の母親の就労率が低水準であった点と、その雇用形態が不安定雇用を中心としていた点である。オーストラリアにおいても就労により生別母子家庭の生活の自立を図ることは一般に困難であり、その結果、生活費を扶養義務者からの扶養料と社会保障給付に頼る形となったものと推測される。

1975年法の制定に「直接重要な影響を与えることとなったと見られる社会的背景」として、家族の実態の変化および婚姻観の変化とともに、女性の経済的地位の向上を指摘する見解がある。⁽⁴⁸⁾ これは同法制定当時、「オーストラリア社会における、女性の経済面における男性従属からの脱却、すなわち、女性の自立のための経済的地位の向上が、ある程度達成されてきていたこと」⁽⁴⁹⁾ を意味するものであり、その具体的事実として、女性の就労面における社会進出、雇用条件の向上、社会保障の充実、が挙げられている。⁽⁵⁰⁾ それでは、その後の女性労働の実情はいかなるものであったのであろうか。

第2次大戦後の急速な産業化に伴い、オーストラリアの経済構造はこの半世紀で大きな変化を遂げた。その結果、女性が就労する機会が増加し、特に1960年代後半以降は女性労働者の労働市場への参入が急増した。⁽⁵¹⁾ オーストラリア統計局(Australia Bureau of Statistics: 以下、ABSと略)が1980年に実施した調査によると、女性労働力率は母子家庭の母親で43%、有子夫婦の女性配偶者で46%であった。また同1984年調査によると、それぞれ前者は40%、後者は47%であり、いずれも40%台を維持している。⁽⁵²⁾ しかし以下の諸事実から明らかとなるように、このことは必ずしも雇用の実態面において男女間に見られる傾向の相違が解消したことを意味するものではない。

第1に、女性が雇用される職種が比較的狭い領域に集中しているという事実がある。就労している女性労働者の約3分の1は、事務員、販売員、および速

記者・タイピストのいずれかの職種に就労していた。⁽⁵³⁾ また、「職業の主体は依然として男性のものとなっており、工業、公共事業、専門職や政治の主要な仕事の大半は男性が占めて」⁽⁵⁴⁾ おり、生別母子家庭の場合にも女性は離婚の前後を通じて賃金も社会的地位も低い職業に従事していたとされる。⁽⁵⁵⁾

第2に、女性労働者の多くがパートタイム労働という雇用形態で入職しているという事実がある。既に述べたように1960年代後半以降、女性の社会進出が急増したが、その増加分の大半はパートタイム労働者が占めていた。⁽⁵⁶⁾ 1987年のABS調査によると、全就労者の中でパートタイム労働者が占める割合は18.8%であったが、これを女性労働者に限ると就労者の38%をパートタイム労働者が占めていた。⁽⁵⁷⁾ また同年に、雇用および労使関係省（Department of Employment and Industrial Relations）が実施した調査では、パートタイム労働力（part-time work force）の80%が女性であった。⁽⁵⁸⁾

第3に、女性労働者の失業率は男性よりも高いという事実がある。上述のように女性労働者には専門職性に乏しいパートタイム労働への就労が多いことから、全般的な傾向として賃金水準が低くなるとともに、キャリア・パスの面で不利な条件に置かれるものと推測される。1980年のABS調査によると失業率は、全労働者で5.8%、有子夫婦の女性配偶者で4.4%、母子家庭の母親で9.7%であった。また同1984年調査によると、それぞれ8.2%、6.8%、15.8%であった。⁽⁵⁹⁾ ここで注目されるのは、母子家庭の母親の失業率がとりわけ高い数値を示している点である。

以上のことから、第2次大戦以降女性労働力率は上昇し、また性別を理由とした差別を禁ずる具体的な諸施策も講じられたものの、⁽⁶⁰⁾ 児童扶養法改革の議論が提起された時点での雇用実態は、（特に有子夫婦の離婚に関して）1975年法におけるクリーン・ブレイクの理念を支えるに足るまでには至っていなかったものと言うことができよう。

3 養育費支払をめぐる諸問題

このように、母子家庭の職業上の自立は困難を伴うものであった。そのため、

離婚後の子どもの経済的なニーズ充足の場面では、非監護者（大半が父親）からの養育費と社会保障給付が重要な役割を果たすことになる。しかし離婚後の非監護者による養育費支払の実態は、母親・子ども・国家の三者の負担により父親に利益を与えるとの結果を生じるものとなっていた。⁽⁶¹⁾ かような事態が惹起された理由として、次の法的問題の存在を挙げることができる。

第1に、非監護者に対する扶養義務の履行確保をめぐる諸問題が存在した。1975年法では、両親に対して未成熟子が18歳に至るまでの期間、扶養義務を課している。⁽⁶²⁾ 18歳までの期間内は、離婚後であっても両親はそれぞれの資力に応じて未成熟子の扶養義務を負う。したがって子どもの監護者に指定された一方配偶者は、⁽⁶³⁾ 非監護者に法的権利として養育費の分担を求めることができる。この扶養義務は、裁判所命令である扶養命令 (maintenance order)⁽⁶⁴⁾ か、あるいは当事者間の合意に対して法的効力を付与する制度である扶養協定 (maintenance agreement)⁽⁶⁵⁾ のいずれかの手続きを経ることにより確定し、法的に執行が可能となる。

しかし今回の改革がなされる直前の状況として、この命令ないし協定の件数自体が少なかったことが指摘されている。⁽⁶⁶⁾ また、仮に命令や協定が存在する場合であっても、1975年法の「資力に応じて」という扶養義務の規定が「資力がない」との理由により養育費の支払を拒否するための根拠とされ、養育費を受領することができるか否かは必ずしも確かではなかった。⁽⁶⁷⁾ 更に、履行確保のための適切な法的手段が存在せず、罰則規定も不十分であるために養育費の多くが滞納されていた。⁽⁶⁸⁾

これらのことから、離婚後の未成熟子に対する養育費支払は非監護者の法的義務であるにもかかわらず、その実態はいわば自発的行為 (voluntary action) と化した。⁽⁶⁹⁾ 児童扶養法施行直前の1988年にAIFSが実施した調査によると、非監護者から被扶養児童への養育費支払が定期的に履行されていたのは、調査数の34%であった。⁽⁷⁰⁾

第2に、養育費の算定をめぐる諸問題が存在した。養育費は物価上昇に応じてスライドする形で取決めることができず、その都度増額請求の申立てを行う

必要があった。しかし1984年のAIFS調査によると、裁判所にこの申立てを行った監護者は調査数の15%に過ぎなかった。⁽⁷¹⁾ また、1975年法の下では養育費の算定は裁判官の裁量により個別的になされるが、決定された養育費の額は総じて低水準であったことが指摘されている。⁽⁷²⁾ その主な理由のひとつに、養育費算定の場面における社会保障給付と私的扶養義務との関係が条文上不明確であった点を挙げるができる。

1947年社会保障法 (Social Security Act 1947 : 以下、1947年法と略)⁽⁷³⁾ 第62条(3)および第83条AADは、母子家庭関連の社会保障給付の支給に関して原則的に私的扶養が優先する旨の明文規定を置いている。両条はともに、受給権者たる母親が扶養義務者たる父親に対して、社会保障省長官が合理的と認めるような扶養料請求をなしていない場合には、社会保障給付の支給を行わないものと定める。⁽⁷⁴⁾ 一方、1975年法第75条(2)(f)では、当事者が得る社会保障給付の受給権 (eligibility of either party for a pension, allowance or benefit) を扶養料の算定にあたり考慮される事由のひとつに挙げている。このことから、社会保障法における私的扶養優先の原則と家族法の規定との間に論理的整合性を保つ必要が生じる。

そのため社会保障省は、1975年法の施行に先立ち1974年法第62条(3)および第83条AADの行政解釈を変更した。すなわち扶養料算定の場面において、新たに1975年法第75条(2)(f)が適用されることから、父親への扶養料請求を社会保障給付の受給要件とすることには合理性が認められなくなる旨の見解を示した。⁽⁷⁵⁾ 裁判例においても、夫が負担すべき扶養料を決定するにあたり、離婚後の母子家庭に対して支給される社会保障給付を扶養料の算定に勘案する判断が示された。⁽⁷⁶⁾ また、その後の裁判実務では、扶養命令発給の際に(社会保障給付には所得制限があることから)妻がフル・ペンションを得られる低水準の額で扶養料を決定するとの取り扱いも多くなされた。⁽⁷⁷⁾ このような取り扱いに対しては批判的な見解も見られたが、社会保障給付が生別母子家庭の第一的な生活資源であるとの認識が一般に広まり、今回の児童扶養法改革に至るまでほぼ定着してきた。⁽⁷⁸⁾

以上のことから、一般に低水準の額で養育費が取決められるとの傾向が生じた主な理由のひとつは、1975年法第75条(2)(f)の存在にあるものと言うことができる。⁽⁷⁹⁾

4 児童扶養法改革の基本原則

今回の児童扶養法改革は、養育費の支払をめぐる上記の諸問題の改善を主たる目的として実施された。一連の法改正を通じて扶養義務者による養育費支払の履行確保を図り、生別母子家庭が経済的に逼迫することを防ごうとしている。その基本原則は次の5点に要約される。⁽⁸⁰⁾

- ① 非監護親はその支払能力に従い、被扶養児童の扶養料を負担すること。
- ② 両親と暮らしていない全ての子どもが、適切な養育費を入手できるようにすること。
- ③ 連邦の支出をニーズ充足を確保する最小限度に限定すること。
- ④ ワーク・インセンティブを損なわないようにすること。
- ⑤ 制度全般が、個人のプライバシーに対して非侵害的であり、かつ単純・柔軟・効率的であること。

このことを図式的に言うと、国家は扶養義務者たる非監護親の第一次的養育責任を明確にし、かつ法的強制をもって養育費を支払わせることにより、子どもの権利としての経済的なニーズ充足を法的に保障しようとすることになる。

以上の点を踏まえ、次節では、今回の法改正において養育費の支払はいかなる法的関係として構成されているのかを検討する。

(28) S. Parker, *Child Support in Australia: Children's Rights or Public Interest?*, 5 *International Journal of Law and Family* 24, 27 (1991).

(29) *Id.* at 26.

(30) 金城秀樹「オーストラリアの家族法」(黒木三郎 監修『世界の家族法』敬文堂・1991年) 346頁。

(31) 同上。

(32) 西オーストラリア州法における破綻主義の導入につき、鍛治良堅「オーストラリ

- ア離婚法における破綻主義の展開」法律論叢・39巻1・2・3合併号（1965年）225頁以下参照。また、1959年法の下における破綻主義離婚関連の判例につき、武田政明「オーストラリア家族法における破綻主義の徹底」明治大学短期大学紀要・30号（1981年）32頁以下参照。
- (33) 1975年法の制定は、当時の労働党 Whitlam 政権の下で行われた。このときの改革は、「たんに離婚に関する法律の条文の改正にとどまるのではなく、法的処理を担当する専門機関たる家庭裁判所の創設や、家族をめぐる法体系の有効性を評価する専門機関たる家族問題研究所（Institute of Family Studies）の設立、さらには児童福祉に関する法制度などにおよぶ大改革の一部」たる性格を有していた（森田三郎「オーストラリアの離婚」（有地亨編『現代家族の機能障害とその対策』ミネルヴァ書房・1989年）290頁）。
- なお、Whitlam 政権から Hawke 政権に至るまでの期間におけるオーストラリアの社会保障立法政策に関しては、T. Carney and P. Hanks, AUSTRALIAN SOCIAL SECURITY LAW, POLICY AND ADMINISTRATION, 30-35（1986）が、その動向を簡潔に概観する。
- (34) 1975年法における離婚事由に関する規定の法構造につき、武田政明「1975年オーストラリア家族法における離婚事由の研究」明治大学大学院紀要・19集（1982年）115頁以下参照。
- (35) オーストラリアの家庭裁判所制度を論ずる邦文文献として、以下の諸論稿を参照。武田前掲 註（32）118頁以下、西村洋子「オーストラリアにおける離婚問題と法の対応」ソシオロジカ（創価大）・10巻2号（1986年）77頁以下、野田愛子「子の福祉をめぐる諸問題」ケース研究・182号（1980年）61頁以下、同「オーストラリアの家庭裁判所」（同著『家庭裁判所制度抄論』西神田編集室・1985年）264頁以下。
- (36) 小川富之「オーストラリアの家族法事情――一九九一年九月に開催された二つの会議を中心として」ケース研究・231号（1992年）59頁。なお、西欧諸国における破綻主義離婚法の考え方の基礎となる、この事実審理抜き破綻主義（break-down without inquest）につき、野田愛子「家族法の世界的潮流と家庭裁判所」家庭裁判月報・38巻8号（1986年）6頁以下を参照。
- (37) 森田前掲 註（33）289頁。
- (38) 菰渕緑「オーストラリアにおける離婚とその社会的背景」社会問題研究（大阪府立大）・35巻1号（1985年）23頁。
- (39) 武田前掲 註（32）139頁。
- (40) 同上140頁。
- (41) 1980年代前半までの離婚率の推移を分析する邦文文献として、菰渕前掲 註（38）4頁以下、西村前掲 註（35）67頁以下、森田前掲 註（33）290頁以下参照。

- (42) オーストラリアにおける事実婚の実態とその法的保護に関する最近の邦文文献として、小川富之「オーストラリアの事実婚——ニュー・サウス・ウェールズ州の立法を中心として」*広島法学*・13巻4号(1990年)119頁以下、同「事実婚解消の際の財産の公平な分配——オーストラリアの事例を中心として」*法政論叢*・27巻(1991年)72頁以下、参照。
- (43) 金城前掲 註(30) 361頁。
- (44) 同上。
- (45) M. Harrison, *Continuous Parenting and the Clean Break: The Aftermath of Marriage Breakdown*, 23 *Australian Journal of Social Issues* 208 (1988).
- (46) AIFS Survey of the Economic Consequences of Marriage Breakdown.
- (47) M. Harrison, P. McDonald and R. Weston, *Payment of Child Maintenance in Australia: The Current Position, Research Findings and Reform Proposals*, 1 *International Journal of Law and the Family* 92, 101 (1987).
- (48) 武田前掲 註(32) 54頁以下、同 註(34) 118頁。
- (49) 武田前掲 註(32) 62頁。
- (50) 同上。
- (51) C. V. Baldock, *Public Policies and the Paid Work of Women*, in Baldock and B. Cass (eds.), *WOMEN, SOCIAL WELFARE AND THE STATE IN AUSTRALIA* Ch. 2, 29 (1988).
- (52) Carney and Hanks, *supra* note (33), at 130. ただし OECD 水準から見ると必ずしも高いとは言い難い。その理由につき、R. Graycar, *Family Law and Social Security in Australia: The Child Support Connection*, 3 *Australian Journal of Family Law* 70, 72 n.6 (1989). は、所得保障制度に伴ういわゆる「貧困のわな (poverty traps)」の存在、子どものケアの不足 (the paucity of child care), および税制体系 (the taxation system) の在り方、の3点があるものと推察する。
- (53) Baldock, *supra* note (51), at 27.
- (54) C. マクレガー (穂田照子 訳) 『オーストラリアの人々』PMC 出版・1987年、289頁。
- (55) Harrison, *supra* note (45), at 209.
- (56) Baldock, *supra* note (51), at 28.
- (57) *Id.* at 29.
- (58) *Id.* at 28.
- (59) Carney and Hanks, *supra* note (33), at 130.

- (60) オーストラリアの連邦政府は、1973年にILO 111号条約を批准した。これを受けて、1973年6月に連邦および州レベルで、雇用と職業の差別に関する委員会(Committees on Discrimination in Employment and Occupations)が設置された。同委員会は労働者代表・使用者代表・政府の三者構成で組織されており、調査および調停を行う権限を有していた。

また、同条約批准後に行われた職業上の差別撤廃に関する立法は、1970年代後半以降、まず州レベルで行われた。すなわち、1975年に南オーストラリア州の性差別法(Sex Discrimination Act)が、1977年にニュー・サウス・ウェールズ州とヴィクトリア州の反差別法(Anti-Discrimination Act)と機会均等法(Equal Opportunity Act)が、また1980年に西オーストラリア州の機会均等法(Equal Opportunity Act)が制定された。その後、連邦法として1984年性差別法(Sex Discrimination Act 1984)と1986年アファーマティブ・アクション法(Affirmative Action Act 1986)が制定された。

差別撤廃をめぐる上記の委員会および一連の諸立法に関する考察は、本稿の目的からはずれることになるため別稿での検討課題としたい。なお、女性運動の観点から差別撤廃立法の制定過程を取り上げる論稿として、J. A. Scutt, *Legislating for the Right to be Equal*, in Baldock and Cass (eds.), *supra* note (51). 参照。

- (61) Parker, *supra* note (28), at 27.
(62) Family Law Act 1975 ('FLA'), s. 73.
(63) 離婚後の子どもの監護をめぐるオーストラリアの法状態につき、金城前掲 註(30)は次のように説明する。「離婚の際、家族法61条により、監護権は双方、養育権はいずれか一方に与えられるのを原則とするが、実際には、ほとんどの場合、監護権は母親に与えられている」(360頁)。

また、児童扶養法改革の議論がなされていた時点での離婚後の親子同居の実態面については、調査資料から約80%が母親と同居、約15%が父親と同居、5%がその他と推測する見解がある。See, Harrison, McDonald and Weston, *supra* note (47), at 111.

- (64) 離婚後の扶養に関しては、離婚判決の付随的救済(ancillary relief)、または離婚判決後原則として12カ月以内に開始される(FLA, s. 44 (3))訴訟手続(maintenance proceedings)により決定されることが通例である。See, H. A. Finlay, FAMILY LAW IN AUSTRALIA (3rd ed.), 294 (1983).

なお、英米法体系における訴訟裁判所たるオーストラリアの家庭裁判所の手続の実際につき、野田前掲 註(35) (1985年) 271頁以下参照。

- (65) FLA, ss. 86-89. 一定の要件を満たした当事者間の合意に対して、裁判所命令と同様の法的効力が付与される(s. 88). 同制度の沿革および詳細につき、Finlay,

- supra* note (64), at 296–305 ; D. Kovacs, *New Developments in Maintenance Agreements*, 11 Monash University Law Review 97 (1985). 参照.
- (66) M. Harrison, *Child Support Reforms and Post-Separation Parenting: Experiences and Expectations*, 6 Australian Journal of Family Law 22, 23 (1992).
- (67) 金城前掲 註(30) 360頁.
- (68) この「あきれるほど高い水準 (scandalously high level)」にあったものと評される扶養命令の不履行に対抗するべく、後述の1988年法に基づく履行確保のシステムが導入された (F. Bates, *Australia: Forward to the Past-Supporting the Family in 1988*, 28 Journal of Family Law 397, 400 (1990)). 森田前掲 註(33) 298頁は、1975年法において扶養義務の不履行に対する罰則規定が不十分であることを、同法が「婚姻を破綻させたものの責任を追及するべきではないとの基本理念の下にあるため」(同頁)と解する。
- (69) Parker, *supra* note (28), at 26.
- (70) Harrison, *supra* note (66), at 23.
- (71) Harrison, McDonald and Weston, *supra* note (47), at 116. この理由として、裁判費用をかけてもそれに見合うだけの増額が認められるとは限らない点、および発給される裁判所命令についてその確実な履行が必ずしも保障されていない点を挙げることができる (*ibid.*).
- (72) 1988年当時の1週当たり平均額は24豪ドル程度であった。See, Harrison, *supra* note (66), at 23.
- (73) 1947年法は、制定時には社会サービス統合法 (Social Services Consolidation Act 1947) と称し、1908年老齢年金法 (Invalid and Old-age Pensions Act 1908), 1942年寡婦年金法 (Widows' Pensions Act 1942), 1912年出産手当法 (Maternity Allowance Act 1912), 1941年児童基金法 (Child Endowment Act 1941), 1944年失業および疾病給付法 (Unemployment and Sickness Benefits Act 1944) 法を統合するものであった。その後、1954年の名称変更により1947年社会サービス法 (Social Services Act 1947) となり、更に1982年の改正法 (Social Services Legislation Amendment Act 1982) を経て現在の名称に至っている。
- (74) Ss. 62 (3) and 83 AAD provide: "A pension [or benefit] shall not be granted....., unless she has taken such action as the Director-General considers reasonable to obtain maintenance from her husband or former husband."
- (75) See, Carney and Hanks, *supra* note (33), at 152.
- (76) *E. g.* In the Marriage of Todd (R. W. and Y. D.) (No 2) (1976) 25 F. L. R.

260 ; In the Marriage of Myerthall (M. and M.) (1977) 30 F. L. R. 122 ;
In the Marriage of Brady (A. P. and E. B.) (1978) 34 F. L. R. 422.

(77) Carney and Hanks, *supra* note (33), at 156.

(78) *Ibid.* この取り扱いが実務上定着した理由のひとつとして、前述のように1975年法の下では扶養料の履行確保が確実に保障されていなかったことを挙げるができる。

(79) *See, also*, H. A. Finley, *supra* note (64), at 284 – 285 ; Harrison, *supra* note (45), at 209.

(80) Parker, *supra* note (28), at 38.

(二) 養育費支払の法的関係

1988年および1989年に行われた法改正により、オーストラリアでは行政機関を利用した養育費の算定および徴収・給付のシステムを確立した。このうち、第1の改革パッケージである1988年の法改正は通常「ステージ1 (stage 1)」と称され、また、1989年に実施された第2の改革は「ステージ2 (stage 2)」と称されている。

前述のように、これら一連の児童扶養法改革は、未成熟子扶養における親の第一次的養育責任の重視、子どもの権利の適切・確実な保障、親のプライバシー保護、という政策的意図に基づき行われた。これを踏まえて本節では以下、新たに採用されたシステムでは、離婚後の養育費の支払がいかなる発想の下にどのような法的関係として構成されているのかを検討する。

1 CSAによる定期給付債権の履行確保

1988年のステージ1では、履行確保制度の改革を目的として1988年児童扶養（登録および徴収）法（Child Support (Registration and Collection) Act 1988）が制定された。また、それに伴い家族法と社会保障法の関連する部分が改正された。⁽⁸¹⁾ この新児童扶養法（以下、1988年法と略）では、養育費の支払に国家（連邦）を関与させることにより、従来は私人間の債権・債務関係として構成されていた養育費支払の法的関係を、連邦対個人の債権・債務関係に

転換する制度を新たに設定した。

1988年法に基づき、連邦国税庁（Australian Taxation Office）内に扶養料の登録・徴収の実施機関たる児童扶養機関（Child Support Agency：以下、CSAと略）が設置された。同法の運営責任者は登録官（Child Support Registrar）と称され、⁽⁸²⁾ 国税庁長官（Commissioner of Taxation）が務める。⁽⁸³⁾ 次に述べるステージ2とは異なり、ステージ1におけるCSA設置の主目的は、既に確定している扶養料たる定期給付債権の履行確保にある。⁽⁸⁴⁾

受領権者の届出に基づきCSAに扶養料たる定期給付債権が登録されると、その登録により扶養義務者と受領権者との直接の法律関係は切断され、連邦政府（Commonwealth）と扶養義務者との間の権利義務関係に転換する。⁽⁸⁵⁾ 具体的には、扶養料の支払にCSAを利用する場合、扶養義務者および受領権者は以下の方法によりそれぞれ支払と受領を行う。

まず扶養義務者が被用者の場合には、使用者が給与から扶養料を控除して、源泉徴収の形でCSAに納付することが原則となる。⁽⁸⁶⁾ 自営業者などのように源泉徴収が困難である場合には、CSAに対して扶養料を毎月期日に直接納付する。⁽⁸⁷⁾ 更に、被用者であっても裁判所が認めた場合には、源泉徴収にかえて扶養料をCSAに直接納付することが可能である。⁽⁸⁸⁾ 滞納防止対策としては、源泉徴収・直接納付ともに滞納者に制裁金（penalty）を科すことにより定期的な扶養料納付にインセンティブを与えている。⁽⁸⁹⁾

CSAに納付された扶養料は、一旦、1988年法に基づき新たに設置された児童扶養信託勘定（Child Support Trust Account）に振り込まれた後、⁽⁹⁰⁾ 社会保障省（Department of Social Security：以下、DSSと略）により同勘定から引き出され、翌月の期日（毎月第1水曜日）⁽⁹¹⁾ にDSSから受領権者への給付が行われる。この過程において、DSSは扶養料と社会保障給付との調整を実施することが可能となる。

そこでステージ1では、1947年社会社会保障法の修正法（Social Security and Veterans' Entitlements（Maintenance Income Test）Amendment Act 1988）を制定し、所得制限を有する社会保障給付の受給権者であり、かつ扶養

義務者の存在する者に対して実施される、扶養料の審査に関する諸規定を設けた。⁽⁹²⁾ これにより、ひとり親家族関係の社会保障給付の申請者には、従来からの受給要件である所得審査 (income test) と資産審査 (assets test) に加えて、扶養料審査 (maintenance income test) が課されることになった。⁽⁹³⁾

2 養育費の算定方法

続く1989年に実施されたステージ2の改革では、1989年児童扶養 (アセスメント) 法 (Child Support (Assessment) Act 1989 : 以下、1989年法と略) が制定され、同法は1989年10月1日に発効した。したがって1989年10月1日以降に子どもを出産した、もしくは有子夫婦で同日以降に離婚した場合には、養育費の支払および受領につきステージ1・2の改革により制度化された新たなシステムの適用対象となる。⁽⁹⁴⁾

同法ではCSAによる養育費算定の方式が定められた。従来、オーストラリアも英国と同様に、養育費の内容は裁判所において裁判官の裁量により決定されていた。今回の法改正では新たに、監護者が必要事項を記入した養育費の申請書を行政機関たるCSAに提出すると、所定の計算式を用いて養育費が算定されるシステムを採用した。⁽⁹⁵⁾

1989年法で開発された養育費算定のための計算式の基本的な考え方は、扶養義務者の前年度の所得にインフレ率を乗じた額から非課税所得を減じた額を算出し、それに定数 (被扶養児童の数に応じて定められる) を乗じた額を1年間の養育費とする、というものである。⁽⁹⁶⁾ したがって扶養義務者が安定的な収入を得ている限り、算出される養育費の水準はインフレによる物価上昇にも対応し得ることになる。

養育費算定の基本式 (basic formula) は、次のとおりである。⁽⁹⁷⁾ ただし後述のように、父母の共同監護の場合、兄弟姉妹間で監護親が異なる場合、子どもの監護者が両親以外である場合、もしくは扶養義務者が (監護者の異なる) 複数の親子関係に対して扶養義務を負う場合には、基本式は適用されない。

The basic formula

$$CS = [(NCPI \times IF^{(a)}) - Ex. I] \times CS \%$$

Code

- CS = 養育費
(Child Support)
- NCPI = 非監護親の前課税年度の所得
(Non-Custodial Parent's Income for the last
taxation year before the start of the child support
year)⁽⁹⁸⁾
- IF = インフレ率
(Inflation Factor)
- Ex. I = 1年間の非課税所得
(liable parent's Exempted Income amount)⁽⁹⁹⁾
- CS% = 被扶養児童の数に応じて定められる定数
(Child Support Percentage)⁽¹⁰⁰⁾
- (a) = "child support income amount"⁽¹⁰¹⁾

この基本式により画一的に決定される養育費の算定結果と比べて、監護者または扶養義務者に存する個別特殊の諸事情を勘案することが妥当な結果をもたらす場合も存在する。この点につき1989年法は、個別特殊の諸事情として勘案すべき事由を以下のように定型化し修正を加えている。⁽¹⁰²⁾

① 扶養義務者の所得が一定額以下であり、かつ④以下の諸事由にかからないとき。⁽¹⁰³⁾ すなわち $(a) \leq Ex. I$ を満たす場合には、扶養義務者は養育費の支払を免除される。

② 扶養義務者の所得が一定額を越え、かつ④以下の諸事由にかからないとき。⁽¹⁰⁴⁾ すなわち $(a) > AWE \times 52 \times 2.5$ を満たす場合には次の式を適用する。

$$CS = (AWE \times 52 \times 2.5 - Ex. I) \times CS \%$$

Code

AWE = 1 週当たりの国内標準稼得額
(relevant Average Weekly Earnings amount) ⁽¹⁰⁵⁾

AWE×52 = AWE の年間換算額
(yearly equivalent of the relevant Average Weekly
Earnings amount)

③ 監護者が一定額を越える所得を有しており、かつ④以下の諸事由にかからないとき、⁽¹⁰⁶⁾ すなわち下記の (b) > (c) を満たす場合には、被扶養児童が6歳から12歳までの期間に限り次の式を適用する。ただし基本式を用いて算出される額の25%を下限とする。

$$CS = \{((a) - Ex. I) - [(CI \times IF_{(b)}) - (AWE \times 52 + CCC_{(c)})]\} \times CS \%$$

Code

CI = 監護者の前課税年度の所得
(Custodian's Income for the last taxation year before
the start of the child support year)

CCC = 被扶養児童に要する監護費用
(Cost of Child Care for dependent children of the
custodial parent) ⁽¹⁰⁷⁾

(b) = "custodian's child support income amount" ⁽¹⁰⁸⁾

(c) = "custodian's disregarded income amount" ⁽¹⁰⁹⁾

なおこの算定方法で注目される点は、監護親が再婚した場合であっても、その配偶者の所得は養育費の算定に際して考慮されないことである。このことは、児童扶養における血縁関係（あるいは養親子関係）の重視を意味するものと解される。⁽¹¹⁰⁾

④ 父母の共同監護，または兄弟姉妹間の監護者が異なるとき，ただし上記③にかかる場合を除く。⁽¹¹²⁾ これらの場合には，両親がともに扶養義務者であるものと見なし，父母それぞれにつき基本式を適用して養育費を算定する。その際，被扶養児童の数（共同監護のときには子ども1人につき0.5人と数える）に応じて修正を加えたCS%の定数を用いる。⁽¹¹²⁾

⑤ 被扶養児童の両親以外の者が監護者となり，両親がともに扶養義務者であるとき。⁽¹¹³⁾ この場合には，父母それぞれにつき基本式または上記①から③の式を用いて養育費を算定する。ただし算出された父母それぞれの額の和が一定額を越える場合には，これに修正を加えて養育費を算定する。すなわち， $CL > 1.5 \times (AWE \times 52 \times 2.5 - Ex.I) \times CS\%$ を満たす場合には，上記の式を用いて算出された額に，次の式を乗じて養育費を算定する。

$$\frac{1.5 \times (AWE \times 52 \times 2.5 - Ex.I) \times CS\%}{CL}$$

Code

CL = 基本式または①から③の式を用いて算出された父母それぞれの額の和
(Combined Liability amount)

⑥ 扶養義務者が（監護者の異なる）複数の親子関係に対して扶養義務を負うとき。⁽¹¹⁴⁾ この場合には，それぞれの監護者につき基本式または上記①から⑤の式を用いて算出した額に，次の式を乗じてその養育費を算定する。ただし⑤にかかる場合については，CLに上限を設けないものとする（したがって， $CL > 1.5 \times (AWE \times 52 \times 2.5 - Ex.I) \times CS\%$ を満たす場合であっても，算出された額には修正を加えない）。

$$\frac{NCCC}{TNC}$$

Code

NCCC = それぞれの監護者の監護下にある被扶養児童の数

(Number of Children in Custodian's Custody)

TNC = 扶養義務者の被扶養児童の総数

(Total Number of Children)

CSA では監護者からの申請を受け、以上の算定式を用いて養育費の決定を行う。いずれの当事者からも異議がない限り、この決定は毎月期日が到来する定期給付債権として確定する。

しかし当事者が CSA による算定結果に疑義を抱く場合や、養育費決定の際に上記以外に存在する個別的な諸事情の勘案を望む場合、あるいは養育費の決定後に事情変更が生じ養育費の見直しを希望する場合なども、また存在する。1989 年法はこのような場合に、裁判所に対して申立てを行うことができるとの規定を設けている。そこで次に、CSA の決定に対する裁判所の関与について取り上げることにする。

3 裁判所の関与

上述のように今回の児童扶養法改革により、養育費に関する措置形成は原則的に行政機関たる CSA を介して行うものとされた。この形態を採用するためには、行政機関の決定に対して独立の裁判所が行う司法的統制の手続が設けられなくてはならない。また、新たに生じた事情変更により養育費の見直しが求められる場合には、定型化された算定方法を用いるよりも個別的な裁量による算定を行う方がより妥当な結果をもたらす。

これらの点に対応するため、1988 年法では制定法上の根拠規定として、CSA の算定内容に不服がある当事者は裁判所に以下の申立てを行うことできる旨の諸規定を置いた。なお、当事者間の合意をめぐる裁判所の関与については、次項において述べる。

第 1 に、CSA に対する養育費算定の申請が却下されたとき、当該申請者には、養育費の算定に際して CSA の利用資格を有していることの確認判決 (declaration) を求めることが認められている。⁽¹¹⁵⁾

第2に、CSAによる養育費の算定に不服があるとき、監護者または扶養義務者には裁判所に上訴 (appeal) することが認められている。⁽¹¹⁶⁾ この申立てを認容する場合、審理 (hearing) を行った裁判所は、算定の確認・変更・取消しの命令を発することができる。

第3に、当事者には、CSAによる養育費の決定後、当該ケースに関する特別な諸事情 (special circumstances) の存在を理由として裁判所に変更命令 (departure order) の申請をなすことが認められている。⁽¹¹⁷⁾ 裁判所は、次の3つの要件を満たしているものと認められる場合に命令を発給する。⁽¹¹⁸⁾

① 請求原因 (grounds for departure) が示されていること。条文上、請求原因となる事由として次のものが掲げられている。⁽¹¹⁹⁾ (a) 一方の親の扶養能力が減少すること、(b) 扶養にかかる費用に大きな影響を与える要因が存在すること、あるいは (c) 上記の算定式を適用した結果、養育費の決定が不公正かつ不公平 (unjust and inequitable) な水準となること。

② 子ども・監護者・扶養義務者の三者にとり、正当かつ公平 (just and equitable) となること。

③ その他の点で適切 (otherwise proper) となること。⁽¹²⁰⁾

変更命令の場合には、裁判所は自ら養育費を決定することができるほか、CSAに対して他の算定式または異なる数値を適用した養育費の算定を命ずることができる。

第4に、養育費の支払を定期給付債権以外の方法 (一括払 lump sum や現物給付 in-kind など) で行うことを希望する監護者または扶養義務者は、CSAによる養育費の決定後、裁判所に代替命令 (substitution order) の発給を申立てることが認められている。⁽¹²¹⁾ 命令の発給に際して満たすべき要件は、変更命令における②および③の要件と同じである。また、CSAにより算定された養育費を減額する与否かの裁判所の判断 (および減額の場合にはその理由) は命令の必要的記載事項であり、減額が行われる旨の命令の場合にはCSAは直ちに養育費の算定を行わなくてはならない。

1989年法においてこの制度を設定した政策的意図のひとつに、いわゆるク

リーン・ブレイク理念の実現があるものと解される。⁽¹²²⁾ またそれと同時に、次のような方法をもって社会保障支出の削減をも図っている。

代替命令に基づき毎月の養育費を減額支給されている監護者が所得制限を有する社会保障給付の受給適格者となったとき、監護者はCSAに対して養育費算定の申請をなすことができる。この申請を受けて行われる毎月の養育費の再計算にあたり、養育費の減額率は前項で述べた計算方法により算出された額の25%を上回ることにはできないものとされた。したがって扶養義務者は、最低でも通常の75%の額の養育費を毎月支払うべきことになる。ただしこの場合、扶養義務者には裁判所に対して代替命令の取消または変更を求めることが認められている。

第5に、CSAに対して養育費算定の申請を行い、かつ養育費の確定前である者からの申立てに基づき、裁判所は緊急扶養命令(urgent maintenance order)を発することができる。⁽¹²³⁾ これは、子どもが緊急の金銭的援助を必要としている(the child is in urgent need of financial assistance)ものと裁判所が認めた場合に、適切と考えられる方法による一定期間の金銭の支払いを、申立人が扶養義務者としてCSAに申請した者を名宛人として命ずることのできる裁判所命令である。裁判所は、申請に対するCSAの判断に関わらず命令を発給することができる。

4 当事者間の合意の尊重

養育費の支払と受領は、本来、当事者の合意に基づき自発的かつ円満に行われることが望ましい。その一方で、子どもの権利の法的保障の観点からは、夫婦間で取決められた措置内容に対して後見的な公的介入を介在させることも必要となる。この点を考慮して1989年法では、以下のような形で当事者間の取決めにより養育費の支払内容と支払方法を決定することが認められた。

第1の方法として、前述の変更命令または代替命令の申請を、両当事者の合意の下に行うことができる。

第2に、児童扶養協定(child support agreement)と称される合意の方法

がある。⁽¹²⁴⁾ これは、監護者と扶養義務者との間で成立した養育費の支払に関する合意を文書化して、CSA の承認 (acceptance) または裁判所への登録を受ける制度である。この制度の利用に際しては、CSA による養育費決定の処分が既になされているか否かは問われない。協定には次の2つの形態があり、いずれも事後に変更が可能である。ただし一旦承認または登録を受けた合意内容を変更するときには、改めてCSA の承認または裁判所の登録を要する。また、同意 (concurrence) が詐欺または不当圧力 (undue influence) によるものである場合、裁判所は一方当事者の申請に基づき協定を取消することができる。

① 当事者の合意の下に養育費を定期給付債権として設定する場合、またはその額の変更を望む場合、登録官 (ただし実務上はCSA) に対して承認の申請を行う。申請した合意が一定の要件を満たしているときには、登録官による承認がなされる。この承認を得た合意は、変更命令と同様の効力を有する。CSA への申請が却下された場合、当該申請者は裁判所に上訴することが認められている。⁽¹²⁵⁾

② 当事者の合意の下に養育費の支払いを定期給付債権以外の方法で行う場合、合意内容を1975年法に基づき裁判所に登録することができる。この登録を認められた合意は、同法における判決 (decree) と同様の効力を付与される。

第3の方法として、CSA への申請を行わず当事者間の私的な合意のみで養育費の内容を決定することができる。この方法は、プライバシー保護に最も適しているものと言える。しかし仮にこの取決めがなされている場合であっても、監護者は随時CSA への申請をなすことができる。また、監護者が所得制限を有する社会保障給付の受給を望むときには、DSS によりCSA への申請を求められることになる。⁽¹²⁶⁾

5 申請権者

CSA による養育費算定のシステムを利用する際、父母が法的に婚姻関係にあったか否かは問われないものとされた。⁽¹²⁷⁾ ただし扶養義務者が継親あるいは里親である場合には、このシステムを利用することができない。⁽¹²⁸⁾ したがっ

て、これらの場合には従来と同様、1975年法に基づき裁判官の裁量により養育費の分担額が決められることになる。これに対して、扶養義務者が実親ないし養親の場合には、監護者はその法的身分にかかわらず現在のケア（世話）の事実（ongoing daily care）を根拠に、CSA に対して養育費算定の申請をなすことが認められた。⁽¹²⁹⁾

これらの取り扱いは、オーストラリアにおける事実婚の増加をはじめとする家族関係の多様化を反映するものであるとともに、実親子関係と養親子関係を扶養の場面における基本的な親子関係と見なすという政策的配慮の現れであるものと解される。

ステージ1・2の改革を経て、養育費の支払は以上のような法的関係として構成されることとなった。本節では最後に、その主な特徴を整理し、あわせて検討課題を提示しておきたい。

① 法構造の観点から見た場合、今回の改革の最大の特徴は、離婚後の子どもの権利（経済的なニード充足）を国家（連邦）が保障するために、親をして第一次的養育責任を果たさせるべき法的手段を設けたことにある。⁽¹³⁰⁾

(a) これは、扶養義務者による私的扶養の優先という基本理念に基づくものであり、私的扶養義務の履行が可能である場合には社会保障給付を生別母子家庭の主たる生活資源となすことは原則的に認められないということを意味する。

(b) その一方で、離婚当事者の自己決定権尊重の観点からCSAの利用はあくまでも当事者の申請に基づくものとし、私的な合意のみで養育費の決定を行う余地も残している。このことはまた、クリーン・ブレイク理念に対する配慮との性格も有している。しかし当事者の合意に基づき養育費が決定されている場合であっても、監護者は随時CSAへの申請を行うことができるものとして、子どもの権利の保護が図られている。また、所得制限付きの社会保障給付の受給を希望する監護者はDSSによりCSAの利用（すなわち私的扶養義務の履行請求）を求められることになり、ここにおいて、私的扶養優先の原則の下、当

事者の自己決定権の尊重に対して制限が加えられる。

(c) 養育費決定の場面における当事者の自己決定権の尊重につき、1989年法は上記の当事者間の私的な合意のみに基づく決定方法に加え、当事者間の合意に対して法的効力を付与する諸制度を設けている。そこで、(一方当事者の申請に基づき養育費が自動的に算定されることになる) CSA の利用を回避することができる諸制度の利用率や、そこにおける取決め内容の傾向を統計的に分析することにより、養育費の支払をめぐる法意識の動向を推測することができるものと思われる。

(d) 私的扶養の優先という1989年法の基本理念に起因する問題点として、新たに1989年法で採用された算定式を用いてCSAにより画一的に算出された養育費が、両当事者にとり妥当な決定となり得るものであるか否かという点を挙げるができる。この点については次章において検討を加えることとする。また、養育費の算定にあたりCSAでは申請者をいくつかのカテゴリーに分けてそれぞれに該当する算定式を適用するが、この分類方法自体の妥当性も問題となろう。

② 今回の改革における制度面での特徴は、行政機関(CSAとDSS)を利用して離婚後の養育費の算定・徴収・給付を行うための一貫したシステムを確立したことにある。これにより、養育費算定における裁量の要素の排除とともに、養育費支払の履行確保や、私的扶養と社会的扶養との調整が制度上より容易なものとなる。

(a) 既に述べたとおり、1975年法は有責主義を排斥して破綻主義離婚を採用した。ここにおいて、離婚の成立と離婚後の扶養をめぐる措置形成とは、基本的に別個の法的問題として取り扱われることになる。そのため、行政機関による画一的な養育費決定システムの導入それ自体については、理論上、特に問題を生じることはない。

(b) CSAでは監護者の申請に応じて画一的に養育費の算定を行うため、申請者および扶養義務者に存する個別具体的な諸事情は考慮されないことになる。そのため、CSAの決定に対して不服がある当事者には裁判所に上訴すること

が認められている。そこで、既定の算定式を用いて行う行政機関による画一的な養育費の決定は、判例上、具体的にいかなる要件の下でどの程度修正されるのかという点について、今後の動向を分析する必要がある。この作業を通じて、養育費の決定における裁量の要素を抽出できるものと思われる。⁽⁸¹⁾

(c) 第2章において述べたように、養育費の履行確保制度については、わが国でもその改善策として給与天引制度や養育費立替払制度の新設が提案されている。しかし、これらの改善策の導入にあたっては、職場における個人のプライバシー保護がまず解決されるべき課題となる。この問題についてオーストラリア法では、個人のプライバシー保護の観点から裁判所が必要と認定した場合にはCSAへの直接納付を認めるものとして、解決を図っている。そこで、この裁判所の認定基準を分析することにより、親の第一次的養育責任の追及を通じて保護される子どもの権利と大人のプライバシー保護との調和を、裁判所がどの程度配慮しているのかが明らかとなろう。

- (81) Family Law Amendment Act 1987 ; Social Security and Veterans' Entitlements (Maintenance Income Test) Amendment Act 1988.
- (82) Child Support (Registration and Collection) Act 1988 ('CS (RC) A'), s. 11.
- (83) *Id.* at s. 10 (2).
- (84) 未成熟子の養育費とともに、離婚配偶者に対する扶養料も同法の対象とされる (CS (RC) A, ss. 17, 18). なお、ステージ1の改革を概観する論稿として、確井光明「税務署を利用した離婚扶養料の支払い」ジュリスト・927号(1989年) 16頁を参照。
- (85) CS (RC) A, s. 30. 裁判所命令または命令と同様の効力を有する合意により扶養料たる定期給付債権が確定した場合、原則として14日以内にCSAに届け出る義務が生じる。ただし所得審査を有する社会保障給付の受給者を除き、一定期間内に届け出ることによりCSAへの登録を行わないことも認められる。いずれの場合であっても届け出を懈怠したときには罰金 (fine) を科される (*id.* at s. 23).
- (86) *Id.* at s. 43.
- (87) *Id.* at s. 44.
- (88) *Id.* at s. 44. 源泉徴収がプライバシー保護の観点から望ましくないと認められる場合、裁判所は同条を根拠として源泉徴収以外の支払方法を命じることができ

る。 See, CCH Australia Limited, GUIDEBOOK TO AUSTRALIAN FAMILY LAW (8th ed.), 273 (1991).

- (89) CS (RC) A, ss. 51, 67.
- (90) *Id.* at s. 74.
- (91) *Id.* at s. 76.
- (92) See, Graycar, *supra* note (52), at 80-82.
- (93) オーストラリアの所得保障制度の概要につき、本田清隆「オーストラリアの社会保障事情(概説)」海外社会保障情報・82号(1988年)3頁以下参照。また、海外社会保障動向研究会編『海外社会保障動向』(ぎょうせい・年刊)は、所得保障を含む社会保障制度全般の動向に関する最新情報を提供する。
- (94) 被扶養児童がこのシステムの適用外となる場合、養育費の決定は従来どおり1975年法の諸規定に基づき裁判所により行われることになる。
- (95) 養育費の算定方式の決定に影響を与えた報告書として、政府のCabinet Sub-Committee on Maintenanceが1986年に提出したディスカッション・ペーパー、CHILD SUPPORT: A DISCUSSION PAPER ON MAINTENANCEと、家庭裁判所裁判官Fogartyを委員長とするChild Support Consultive Groupによる1988年の報告書CHILD SUPPORT: FORMULA FOR AUSTRALIAがある。

前者は児童扶養法改革の目的として、オーストラリアに居住する貧困児童の生活水準向上と、ひとり親家族の(社会的)扶養にかかる納税者の負担軽減を掲げている(at 14)。この両者の目的を両立させるためには、非監護者の所得に比重を置く養育費の算定方式が採用される必要があることになる。

- (96) したがって、これはいわゆる所得パーセント方式を基本として開発されたものと解することができる。しかし、養育費の算定にあたり非監護者の所得に上限・下限を設けている点や、監護者の所得につきその所得額が一定水準に達するまでは算定に勘案されない点などにおいてアメリカ・ウィスコンシン州のガイドラインとは異なる特徴を有する。

なお、アメリカ各州で用いられている養育費算定のガイドラインの基本的な発想と制度内容に関して、下夷前掲註(23)(1993年)253頁、東京家庭裁判所「養育費分担額査定の研究(その2)」家庭裁判月報・40巻7号(1988年)239頁以下参照。

- (97) Child Support (Assessment) Act 1989 ('CS (A) A'), ss. 35-39。以下の計算式は、条文および前掲註(88)のGUIDEBOOK TO AUSTRALIAN FAMILY LAWを参考に筆者が作成した。
- (98) CS (RC) A, s. 38。この場合の「所得」は、1936年所得税査定法(Income Tax Assessment Act 1936)における種々の控除を経た、課税標準(taxable income)

を指す (*id.* at ss. 55–64.).

(99) *Id.* at s. 39.

(100) *Id.* at s. 37. この定数は以下のように定められている。
被扶養児童が 1 人 = 18% ; 2 人 = 27% ; 3 人 = 32% ;
4 人 = 34% ; 5 人以上 = 36%.

(101) *Id.* at s. 38.

(102) *Id.* at ss. 40–54.

(103) *Id.* at s. 41.

(104) *Id.* at s. 42.

(105) 前年度の公式統計 (Australian Statistician) におけるフルタイム雇用の成人の平均賃金を指す (*id.* at s. 5).

(106) *Id.* at ss. 43–46.

(107) *Id.* at s. 46 (2). この額は以下のように定められている。

年度開始時に 6 歳未満の第 1 子 = AWE の 11.5%

年度開始時に 6 歳未満の第 2 子以下 = 1 人につき AWE の 2.5%

年度開始時に 6 歳以上 12 歳未満の子 = 1 人につき AWE の 5%

(108) *Id.* at s. 45.

(109) *Id.* at s. 46.

(110) Parker, *supra* note (28), at 54.

(111) CS (A) A, ss. 47–49.

(112) *Id.* at s. 48. この定数は以下のように定められている。

被扶養児童が 0.5 人 = 12% ; 1.0 人 = 18% ; 1.5 人 = 24% ; 2.0 人 = 27% ;

2.5 人 = 30% ; 3.0 人 = 32% ; 3.5 人 = 33% ; 4.0 人 = 34% ;

4.5 人 = 35% ; 5.0 人以上 ; 36%.

(113) *Id.* at ss. 50–52.

(114) *Id.* at ss. 53–54.

(115) *Id.* at ss. 106–109.

(116) *Id.* at ss. 110–113.

(117) *Id.* at ss. 114–120. 同命令をめぐる第 117 条関連の主な裁判例として、以下のものがある。In the Marriage of Savery (1990) 13 Fam LR 812 ; In the Marriage of Morrison (1990) 13 Fam LR 822 ; In the Marriage of Berry (1990) 14 Fam LR 215 ; In the Marriage of Bruke and Elliott (1990) 14 Fam LR 266 ; In the Marriage of Loogman (1990) 14 Fam LR 320.

(118) CS (A) A, s. 117 (1) (b).

(119) *Id.* at s. 117 (2).

(120) *Id.* at s. 117 (1) (b) (ii) (B).

- (121) *Id.* at ss. 121–131.
- (122) Parker, *supra* note (28), at 35.
- (123) CS (A) A, ss. 139, 140.
- (124) *Id.* at ss. 80–98.
- (125) *Id.* at ss. 132–135.
- (126) ステージ1の一環として行われた家族法の改正 (Family Law Amendment Act 1987) においても、国家およびその他の者に優先する親の第一次的養育責任が強調された (ss. 66 (B) (1), 66 (B) (2)). それと同時に第75条(3)を新設し、第74条に基づく扶養命令の発給にあたり裁判所は所得制限を有する社会保障給付の受給権を斟酌するものではないとの規定を設けた (“In exercising its jurisdiction under s 74, a court shall disregard any entitlement of the party whose maintenance is under consideration to an income tested pension, allowance or benefit.”).
- (127) CS (A) A, s. 25 (1) (b).
- (128) *Id.* at s. 26.
- (129) *Id.* at s. 25 (2).
- (130) S. Parker, *Child Support : Rights and Consequences*, in P. Alston, S. Parker and J. Seymour (eds.), CHILDREN, RIGHTS AND THE LAW, 150–168 (1992). は、福祉国家における帰結主義 (consequentialism) に基づく子どもの権利論の観点からオーストラリアの児童扶養法改革を考察する。同論稿に対する批判として、R. Bailey-Harris, *Child Support : Is the Right the Wrong One? A Comment on Parker*, in *id.*, 169–172.
- (131) 1990年までの裁判例の動向を検討する論稿として、A. Lanteri, *Child Support Assessment : Reviews by the Court*, 5 Australian Journal of Family Law 120 (1991).

(三) 英国1991年児童扶養法に与えた影響

わが国の社会保障法を考察する場合、ベヴァリッジ報告から既に半世紀を経た、現代福祉国家の原点である英国の社会保障法・社会福祉法の動向が参考となる。オーストラリアにおける児童扶養法の改革は、この英国法の動向にも影響を及ぼすこととなった。

英国においても、近年ひとり親家族の問題が顕在化し、現在では社会保障政策の最重要課題とされている。⁽¹³²⁾ その主たる原因として、1970年代から1980

年代にかけての離婚件数の増加を指摘することができる。⁽¹³³⁾ この離婚の増加傾向に伴い、英国では1980年代を通じて離婚後の配偶者に対する扶養義務の在り方をめぐる議論が活発化し、それに対応する立法がなされた。⁽¹³⁴⁾ 次いでひとり親家族の問題の顕在化に対応するべく、アメリカやオーストラリアと同様、英国においても児童扶養法の改革が図られた。すなわち1990年に、英国社会保障省（Department of Social Security）の手による、離婚後の非監護親の養育責任を強調する白書、CHILDREN COME FIRST：THE GOVERNMENT'S PROPOSALS ON THE MAINTAINING OF CHILDREN⁽¹³⁵⁾ が作成された。この白書に基づき、翌1991年には児童扶養法（Child Support Act 1991：以下、英国1991年法と略）が成立した。

1989年に制定された英国児童法（Children Act 1989）では、子どもの第一次的養育責任は国家ではなく親にあるという、親の第一次的養育責任の尊重が基本理念たる地位を占めている。⁽¹³⁶⁾ 今回実施された児童扶養法の改革においても、経済的な面での子どもの生活保障をめぐる家族と国家との関係について、新児童法と同様の立場が踏襲されることとなった。すなわち、新たな児童扶養法の基本理念として、実親（natural parents）に帰属する第一次的養育責任（primary responsibility）が強調された。⁽¹³⁷⁾

英国1991年法の制定に直接的な影響を与えた立法例として、一連のアメリカ法の動向⁽¹³⁸⁾ とともに、オーストラリアにおける児童扶養法改革の存在が指摘されている。⁽¹³⁹⁾ このアメリカ・オーストラリア両国の改革に見られる共通点として、未成熟子扶養における血縁関係の重視と、養育費の履行確保の場面での行政機関の活用を挙げることができる。また、既に述べたようにこの両国には当時、家族関係の多様化に伴うひとり親家族の増加、生別母子家庭関連の社会保障支出の増大、および社会保障支出全般に対する削減傾向などの、英国と共通する社会的・経済的諸要因が存在していた。⁽¹⁴⁰⁾

アメリカ法の動向に関しては、各州の養育費算定のガイドラインと未成熟子の扶養義務の履行強制手続を中心に、わが国でも既にいくつかの制度紹介がなされている。これに対して、養育費の算定および履行の場面で行政機関を活用

することにより、生別母子家庭の養育費確保と所得保障に対する一貫したシステムを構築したオーストラリア児童扶養法の試みについては、未だに考察の対象とはなされていない。しかし、本稿で取り上げたオーストラリア法の試みは、転換期を迎えた福祉国家である英国における社会保障法を研究する場合のみならず、わが国の現在の法状態を考察する際にも有益な示唆を与えるものと思われる。

言うまでもなく、わが国とオーストラリアでは家族関係を規律する法の基本的な在り方が異なる。また社会学的な観点から見て、家族構造や社会構造自体も異質な要素を有している。更に、社会保障法・社会福祉法の法構造や社会保障制度を取り巻く文化・社会・経済的な諸要因に関しても、両国の間には相違点が多い。⁽¹⁴¹⁾ そのため、オーストラリアで行われた今回の児童扶養法改革の試みは、わが国の現行法の解釈論や立法政策論の展開に対して直接影響を及ぼすものではない。しかし、制度改革の方向性を定める基本的な法理念や、新たに設定された法的関係に内在する問題点などは、わが国の現行法の有する諸問題を考察する上でも参考になるものと思われる。

なお、児童保障の一環たる英国 1991 年法の法構造および運用実態の分析については、同法の動向をめぐる詳細な情報が不足している段階である。そこで別稿での研究課題としたい。⁽¹⁴²⁾ また、英国およびオーストラリアと基本的に類似する法体系を有しつつも、家族の神聖性を唱える宗教的な価値理念の強い影響下にあることから現在もなお離婚制度自体の是非をめぐる議論が続いているアイルランド法の動向⁽¹⁴³⁾ についても、社会保障法学の観点から検討を行う必要があるものと思われる。⁽¹⁴⁴⁾ 1994 年に実施が予定されている離婚と同性愛の禁止の継続を問う国民投票の結果を見定めつつ、アイルランド国内における議論や立法政策の展開、および社会的諸要因の分析を通してアイルランド社会保障法の研究を進めて行くことにしたい。

(132) 炭谷茂 他 (座談会)「海外の社会保障の新潮流」海外社会保障情報・100 号 (1992 年) 22 頁以下。英国におけるひとり親家族の増加は、社会保障立法政策の観点か

ら見た場合、「家族制度の安定を当然の前提としていた」ベヴァリッジ報告が想定していたのとは異なる事態が到来したことを意味する（星野信也「ベヴァリッジと児童手当」海外社会保障情報・100号（1992年）53頁）。すなわち失業者や2人稼働世帯の増加と相俟って、「保険原則による制度と一般財源による制度を峻別し、小さな社会扶助を前提に、児童給付によって賃金体系と社会保障制度間の整合性を確保しようとしたベヴァリッジ体制は、もはや現状に不足するものになってきたことが指摘されている（同上56頁。この点につき下夷後掲註（164）参照）。ひとり親家族の問題が現在の英国において政策上の重要課題とされていることは、1993年の保守党大会でこの問題が取り上げられたことからもうかがわれる。

なお、1980年代の英国における家族政策の概観につき、井上恒男「イギリス家族政策の動向」海外社会保障情報・86号（1989年）25頁以下参照。また、英国における近年の児童問題の実態とその政策的対応につき、小松隆二『イギリスの児童福祉』慶應通信・1989年を参照。

- (133) J. Eekelarr, REGULATING DIVORCE, 98 (1991). 1960年代以降の英国における離婚手続の改革をめぐる諸問題を分析・検討する文献として、以下の諸論稿を参照。上野雅和「イギリス離婚法の動向」（『黒木三郎先生 古希記念論文集 現代法社会学の諸問題（上）』民事法研究会・1992年）143頁以下、川田昇「イギリスの離婚」（利谷信義・江守五夫・稲本洋之助 編『離婚の法社会学』東京大学出版会・1988年）155頁以下、三木妙子「現代イギリス家族法」（『講座 現代家族法 第1巻』日本評論社・1991年）177頁以下、南方暁「イギリスの離婚」（有地亨・老川寛 編『離婚の比較社会史』三省堂・1992年）205頁以下、同「イギリス」家族＜社会と法＞・5号（1989年）122頁以下、同「イギリスの離婚」（有地亨 編『現代家族の機能障害とその対策』ミネルヴァ書房・1989年）260頁以下。
- (134) 1984年婚姻および家族事件手続法（Matrimonial and Family Proceedings Act 1984）と、1985年家族（スコットランド）法（Family Law (Scotland) Act 1985）が制定された。英国1984年法の制定過程の法社会学的分析につき、川田前掲註（133）参照。
- (135) HMSO, Cm. 1263 (1990).
- (136) 英国法における親責任の概念およびその意義につき、以下の諸論稿を参照。J. Eekelarr, *Parental Responsibility: State of Nature or Nature of the State?*, *Journal of Social Welfare and Family Law* 37 (1991); *id.*, *supra* note (133), Ch. 6. 許末恵「英国1989年児童法についての一考察」神奈川工科大学研究報告 A人文社会科学編・17号（1993年）67頁以下、同「英国児童福祉法制の最近の動向——1989年児童法を中心として——」児童福祉法研究・5号（1993

- 年) 18 頁以下, ナイジェル・ロウ (三木妙子 訳)「イギリス法における親の法的地位」判例タイムズ・753 号 (1991 年) 31 頁以下, 三木前掲 註 (133) 187 頁以下。
- (137) ひとり親家族の増加に伴う社会保障支出の増加という財政的な要因が, 英国 1991 年法において親の第一次的養育責任を尊重するアプローチを採用する際の補強材料とされたことが指摘されている。See, J.Eekelarr, *A Child Support Scheme for the United Kingdom: An Analysis of the Whyte Paper*, 21 *Family Law* 15, 15 (1991). この点に関連して, 後掲 註 (140) を参照。
- (138) アメリカ児童扶養法の近年の動向につき, 以下の諸論稿を参照。サンフォード・カッツ (石川稔 訳)「アメリカにおける児童扶養法の史的考察」ジュリスト・858 号 (1986 年) 54 頁以下, 下夷美幸「アメリカにおける児童扶養履行強制制度 (Child Support Enforcement Program) の展開」海外社会保障情報・100 号 (1992 年) 79 頁以下, 同前掲 註 (23) (1989 年) 159 頁以下, 同 註 (23) (1993 年) 252 頁以下, 棚村政行「現代アメリカ家族法」(『講座 現代家族法 第 1 巻』日本評論社・1991 年) 169 頁以下, 松原康雄「アメリカの家族政策——母子世帯への対応を中心に」海外社会保障情報・86 号 (1989 年) 35 頁以下。
- (139) M. Maclean and J. Eekelarr, *Child Support: The British Solution*, 7 *International Journal of Law and Family* 205, 207-209 (1993)。
- (140) 英国においても, ひとり親家族の増加とともに, プライヴァイゼーション (privatization) のスローガンの下で社会保障費の削減を打ち出していた 1980 年代の財政政策に反して, ひとり親家族関連の社会保障支出が増大していた。See, Eekelarr, *supra* note (137), at 20; Maclean and Eekelarr, *supra* note (139), at 211-213.
- (141) 社会保障法学における外国法研究と比較法研究の意義とその方法論に関しては, 日本社会保障法学会第 22 回大会において「経済・社会・政治体制の変化と社会保障法」との共通テーマの下に行われた各報告が示唆に富む (社会保障法・8 号 (1993 年) 47 頁以下に所収)。
- (142) 英国 1991 年法につき, 上記の諸論稿に加えて以下参照。J.Eekelarr, *Child Support—an Evaluation*, 21 *Family Law* 511 (1991); L. F. Harding, “Alarm” Versus “Liberation”? Responses to the Increase in Lone Parents—Part 1 and 2, *Journal of Social Welfare and Family Law* 101 (1993); M. Hayes, *Making and Enforcing Child Maintenance Obligations. Will the proposed scheme cause more harm than good?*, 21 *Family Law* 105 (1991); E. Jackson, F. Wasoff, W. M. Maclean and R. E. Dobash, *Financial Support on Divorce: The Right Mixture of Rules and Discretion?*, 7 *International Journal of Law and Family* 230 (1993)。

- (143) アイルランドでは、憲法の家族条項が「国家は、そこに家族が基礎付けられるところの婚姻制度を、特別な注意をもって保護し、攻撃からそれを守ることを誓約する」と宣言する（第41条第3項）。憲法はまた、離婚を承認する国内法の制定を禁止している（同項）。そのため、現在に至るまでアイルランドでは離婚法が制定されていない（1986年6月26日に同条の改正を問う国民投票が行われたが否決され、離婚の法認は成立しなかった）。かようなカトリックの教義の影響を受けた憲法的理念の存在から、家族の自律、子の福祉、親の権利をめぐる法的緊張が発生した。この点を児童福祉との関連において分析する論稿として、拙稿「アイルランドにおける家族概念から生じる諸問題と家族の自律について」法学研究・65巻12号（1992年）415頁以下を参照。
- (144) アイルランドにおいては、1970年代初頭からの婚姻破綻に伴う別居件数の増加に見られるように、離婚が国家により法認されていないことと社会的事実としての婚姻関係の安定とは必ずしも一致するものではない。このことは、法的な身分関係と同時に生活実態を重視する必要がある社会保障法にも反映されている。例えば、所得保障を規定する1981年社会福祉（統合）法（Social Welfare (Consolidation) Act 1981）では、遺棄された妻とその子どもに現金給付を行うスキーム（deserted wife's allowance）が設定されているほか、いわゆる未婚の母も諸手当の支給につき遺棄された妻と同様の取り扱いがなされている。また、児童手当も婚内子・婚外子を問わず支給される。See, W. Duncan, *Family Law and Social Policy*, in *id.* (ed.), LAW AND SOCIAL POLICY Ch. 9 (1987); W. Duncan and P. Scully, MARRIAGE BREAKDOWN IN IRELAND: LAW AND PRACTICE 440-445 (1990); M. A. Glendon, *Irish Family Law in Comparative Perspective: Can There be Comparative Family Law?*, 9 *Dublin University Law Journal* 1 (1987); P. O' Connor, KEY ISSUES IN IRISH FAMILY LAW Pt. 3 (1988).

四 検 討

前章では、オーストラリアにおける今回の児童扶養法改革について、その背景、法構造、および英国法への影響を考察した。これを受けて本章では、オーストラリア法の試みに内在する基本的な問題を指摘し、検討を加える。

前述のように、オーストラリアの社会保障法（1947年法）第62条（3）および第83条AADは、離婚後の扶養につき原則として私的扶養を優先する旨の規定を設けている。同条は、福祉国家の一般理論の観点から見た場合、H. L.

Wilensky と C. N. Lebeaux が提起し、R. M. Titmuss が採用した、福祉国家の「残余モデル (residual model)」に対応するものと見なし得る。⁽¹⁴⁵⁾ すなわち 1947 年法の基本的な法理念は、「家族および民間市場が人びとのニーズを満たす「自然」で、そして「通常」のメカニズムであり、法にもとづく行政サービスの供給がなされるのは、これら家族や民間市場が失敗した場合のみである」⁽¹⁴⁶⁾ という、残余モデルの性格を有しているものと言うことができる。法構造上、社会的扶養はあくまでも副次的なものであるとの位置付けがなされることとなる。

このようなシステムを有効に機能させるためには、市場システムと家族構造に安定性が存在し、国民の間に国家の非介入的役割についてのコンセンサスが存在し、かつ行政実務上も法の基本理念が順守されていることがその前提条件となる。また、本稿で取り上げている扶養の問題に関しては、私的扶養義務の履行が適切な法的手段により担保されていなくてはならない。しかし、ステージ 1・2 が実施される以前の児童扶養をめぐるオーストラリアの法状態は、

① 扶養料確保のための適切な法的手段が存在せず、滞納した場合の罰則規定も不十分であることと、② 養育費の算定にあたり 1975 年法第 75 条 (2) (f) の存在を重視するという社会保障省の行政解釈および裁判実務の傾向、により特徴付けられていた。その結果として、1947 年法の法構造から本来導かれ得べき状態とは異なり、事実上、社会保障給付が生別母子家庭の主たる収入源とされてきた。

今回のオーストラリアの法改革は、生別母子家庭の経済的な面での生活保障につき社会的扶養を優先させる結果を生じてきた 1975 年法の下での法状態に対して、離婚後の子どもの扶養に関しては、「家族関係」の終了後もなお存続する「親子関係」をもってニード充足の「自然」で「通常」のメカニズムと見なすことを、改めて明確にしたものと評価することができよう。このことは、親は子どもを扶養する第一次的責任を負う旨を規定する、1987 年家族法修正法第 66 条⁽¹⁴⁷⁾ や 1989 年法第 3 条 (1)⁽¹⁴⁸⁾ の中に見出すことができる。この法理念は、国家 (連邦) の行政機関 (CSA と DSS) を通じて養育費の算定・徴

収・給付を行うことを原則とし、かつDSSが社会保障給付のコントロールを容易に行い得るシステムを確立するという形で具体化された。⁽¹⁴⁹⁾ ここにおいて、国家と家族との関係をめぐり、子どものケア（世話）とともに経済的な面での生活保障についても、国家に先立つ親の第一次的養育責任が改めて強調されることとなった。

このように、オーストラリアの児童扶養法改革では、血縁関係（および養親子関係）の存在を重視することにより母子家庭の貧困化現象の解消を図った。すなわち、離婚率、再婚率、および事実婚の件数が増加する社会的状況の中で、「永遠の生物学上の家族（eternal biological family）」⁽¹⁵⁰⁾ を指定し、実親または養親に対して従来と比べ厳格な執行手続を伴う扶養義務を課すことにより、子どもの権利の法的保障を実現している。⁽¹⁵¹⁾ このことは、前章で検討した1989年法に見られる、あたかも「永遠不変の婚姻が永遠不変の親責任に置き換えられた」⁽¹⁵²⁾ かのようなCSAによる養育費算定のための計算方法の在り方の中に端的に示される。⁽¹⁵³⁾ しかし、かような形での離婚後の児童扶養における血縁関係の重視は、家族関係の多様化が進展しつつある現在の社会的状況において、なお妥当性を有するものと言い得るのであろうか。

この問題に関しては、Harry D. Krause⁽¹⁵⁴⁾ による、現在のアメリカ児童扶養制度の在り方を批判的に考察する1990年の論稿が参考となる。⁽¹⁵⁵⁾

同論稿においてKrauseは、まずアメリカにおける児童扶養法の沿革と、扶養義務者に対する養育費の履行強制を強化する方向で改革が進められたアメリカ法の動向を概観する。次いで現代アメリカ社会における家族関係の変容を踏まえ、養育費の履行強制を強化するのための理論的根拠となる（離婚後の非監護者に課される扶養義務の程度に関し、血縁関係の存在を重視するという）伝統的な考え方に対して疑問を呈する。

その上で、全ての子どもが（かつて子どもを養育したか否かにかかわらず一律に給付が行われる）高齢者に対する所得保障の担い手となることから、社会は子どもの養育を不承不承の慈善（reluctant charity）としてではなく、一個の債務（a debt）として認識すべきであると指摘する。また、高齢者扶養につ

いては社会的な諸施策が講じられており、かつ近年は高齢者の所得水準も上昇している一方で、貧困児童は逆に増加しているという事実に鑑み、子どもの養育についても高齢者の場合と同様に公的責任を認める必要があることを説く。更に、抽象的な公正 (abstract fairness) の発想に加え、少子化が進む現在の社会的状況の中で、社会が子どもの養育について適切な経済的・社会的援助を行うことは人口の再生産の観点からも有用である旨を述べる。

離婚後の非監護親 (absent parent)、監護親 (custodial parent)、および社会 (society) の三者が負う子どもの養育責任については、それぞれ以下のように要約する。

- ① 非監護親は、次の諸条件に応じて子どもを扶養する義務を負う。
 - (a) その支払能力 (ability to pay),
 - (b) 社会が奨励または許容する、婚姻関係と性に関する実体と期待 (the marital and sexual realities and expectations our society encourages or tolerates),
 - (c) 過去および現在における子どもとの社会的関係 (social relationship).
- ② 監護親は、
 - (a) その資産に応じ、かつ
 - (b) ひとつの客観的な最低基準 (an objective minimum standard) に従い、子どもの短期的および長期的な最善の利益に資する環境の中でサービスとケア (services and care) を行う義務を負う。
- ③ 社会は、上記①および②の不足分につき、子どもに対する直接的な義務 (direct duty) としてそれを補う。

このように、離婚後の非監護者の扶養義務の程度については親子の社会的関係を考慮に入れる必要があることや、両親とともに社会もまた子どもの養育責任を応分に負担すべき義務を負うことなどを主張する Krause の論稿は、オーストラリア法に対する批判となるのみならず、⁽¹⁵⁶⁾ わが国における児童扶養法の現状と今後の在り方に対する示唆を含むものと思われる。

第1章において述べたとおり、わが国では生別母子家庭に対して児童扶養手

当が給付される。児童扶養手当法第2条第2項は、同手当が子どもの経済的な面での生活保障の中心となるのはなく、あくまでも父と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため（同法第1条）に、扶養義務者からの養育費を補完するものであることを明らかとする。したがってわが国の児童扶養法も、法構造上は、基本的にも上記の残余モデルに対応するものと考えられる。⁽¹⁵⁷⁾しかし現実的には、かつてのオーストラリアと同様、養育費支払の履行状況は低水準であり社会保障給付が主たる生活資源とされている。

そこで、現在の法構造を前提としつつ子どもの権利を法的に保障するための改善策を立法政策として導入する場合、その目指すべきひとつの方向性として、オーストラリア・アメリカ・英国の各国で実施された児童扶養法改革と同様の方針の下に制度改革を行うことが考えられる。言い換えると、離婚後も継続する血縁関係（または養親子関係）の存在を手掛かりに、親の第一次的養育責任を効率的に追及するための法的手段を整備することが考えられる。この方法を採用した場合、児童扶養法をまず福祉国家の残余モデルの中に明確に位置付け、更にその有効性を担保するために養育費の履行確保制度の改革を行うことを通じて子どもの権利の法的保障を図ることとなる。その際、社会的扶養の程度はあくまでも私的扶養義務の補完的役割にとどめられる。

しかし、結婚と家族に対する価値観や家族形態が多様化のきざしを見せつつある現在のわが国において児童扶養法の改革をかような形で行うことは、出生率の低下に歯止めをかけ将来の人口高齢化に備えることが望まれている社会保障立法政策の観点から見た場合、必ずしも完全に理想的な選択であるとは言いがたいものと思われる。⁽¹⁵⁸⁾親子関係それ自体に基づく扶養義務の存在はあくまでも認めつつ、⁽¹⁵⁹⁾同時に子どもの養育責任の経済的側面は、「親の支払能力」と「過去および現在における親子の社会的関係」に応じて親と社会とで応分に負担すべきであるとの法理念が実現される制度の設計を図ることは考えられないであろうか。⁽¹⁶⁰⁾

この問題を考察するにあたり、オーストラリア法の制度面における試みがひ

とつの参考事例となろう。1988年法のステージ1により構築されたオーストラリア法のシステムでは、税務署の機構を利用したCSAが扶養義務者たる非監護者の所得に応じて決定される養育費を源泉徴収し、DSSが審査（扶養料審査）をしたうえで監護者への給付を行うという形態が採られている。社会も未成熟子の養育責任を分担すべきであるとの観点からこのシステムの転用を図ることにより、①非監護者は所得（したがって親の支払能力）に応じて定まる一定額を給与からの源泉徴収または担当行政機関への直接納付を通じて国庫に納付し、②国家はあらかじめ定められた額の養育費を監護者に給付することが可能となる。また、給付額については子どもの経済的な面での生活保障を親と社会とで分担するとの制度趣旨に基づき、子どもの経済的なニーズを満たす標準額となすことが妥当であると思われる。

しかし、わが国でこの方法を導入する際には、法的な観点から検討すべき点がいくつか残される。とりわけ、次の諸問題を明確にすることなくシステムの導入を図ることは不可能であろう。

第1に、扶養義務者からの金銭の徴収と、国家から監護者に給付される養育費の法的性格が問題となる。すなわち、この方法では養育費の支払に行政機関が関与することから、扶養義務者・監護者・国家の三者間の法的関係をいかに構成するのかを検討する必要がある。

第2に、離婚当事者の自己決定権に対する配慮の問題がある。この点に関して、現在わが国の離婚形態の大半を占めており、また離婚の成立それ自体に対する国家の中立性イデオロギーを反映し得るというメリットを有する制度である協議離婚制度との法構造上の整合性を、子どもの権利との関連において検討する必要がある。

第3に、当事者間の合意の尊重と裁判所の関与の問題がある。行政機関を活用することにより扶養義務者の所得に応じて一定額の養育費を徴収し、社会保障給付との調整を行ったうえで監護者に支給する、という形態を採用する場合であっても、当事者間で独自の取決めをなす余地を残すことが望ましい。そこで当事者の合意に対して付与すべき法的効果や、家事債務の履行確保を担保す

る法的手段の在り方について検討を加える必要がある。

第4に、「親子の現在の社会的関係」に関連し、扶養負担の配分の決定にあたり子どもの監護形態をどのように斟酌すべきかとの問題がある。オーストラリアと同様、わが国でも離婚の際に母親が親権者となり未成熟子の監護教育を行うことが多い（第1章において述べたように、この事実に鑑み本稿の考察対象を生別「母子」家庭に限定した）。しかし、共同監護の際の扶養負担の程度についても検討を加えておく必要がある。その際、まず離婚後の子どもの監護権と扶養義務との法的関係が明確にされなくてはならない。また、共同監護の場合には社会保障給付の受給権をいかに取り扱うかとの問題も生じよう。⁽¹⁴⁵⁾

第5に、子どもの生活保障をめぐる私的扶養と社会的扶養との連携を行う場合には、その父親の特定が前提となる。本稿の対象である離婚による生別母子家庭の生活問題とは次元が異なるが、いわゆる未婚の母（シングル・マザー）のケースに関して、プライバシー保護を家族形成権との関連において法的にいかに位置付けるかを検討しなくてはならないであろう。⁽¹⁴⁶⁾

(145) R. M. Titmuss, *SOCIAL POLICY : AN INTRODUCTION*, 30-31 (1974).
See, also, H. L. Wilensky and C. N. Lebeaux, *INDUSTRIAL SOCIETY AND SOCIAL WELFARE* (1965).

(146) ノーマン・ジョンソン（青木郁夫・山本隆 共訳）『福祉国家のゆくえ：福祉多元主義の諸問題』法律文化社・1993年，10頁。

(147) 同法につき前掲註（126）参照。

(148) CS (A) A.s. 3 (1) provides: "The parents of a child have the primary duty to maintain the child."

(149) 1989年法の目的規定である第4条（1）は、同法の主たる目的として適切な水準の子どもの養育費を親から確保することを掲げる。

(150) Graycar, *supra* note (52), at 86.

(151) 国の支出削減と子どもの権利保障の両立を図るためにこのアプローチが採られた（前掲註（95）参照）。その結果、ステージ2の改革後初年度1年間に、行政コスト（行政機関の設置および運営費用）を差し引いてなお800万豪ドルの社会保障支出の削減効果が認められたことが報告されている（S. Parker, *The Australian Child Support Scheme*, 20 *Family Law* 210, at 214 (1990)）。

- (152) Eekelarr, *supra* note (133), at 120. 同論稿は英国の児童扶養法改革に即したものであるが、オーストラリア法についても同様のことが言い得る。
- (153) 例えば、監護者が再婚した場合であっても非監護者の扶養義務の程度には変化がない点や、養育費の算定にあたり非監護者に比べて監護者の所得を考慮する比重が軽い点などを挙げるができる。
- (154) The Max L. Rowe Professor of Law, University of Illinois.
- (155) H. D. Krause, *Child Support Reassessed: Limits of Parental Responsibility and Public Interest*, 24 Family Law Quarterly 1 (1990).
- (156) *See*, Harrison, *supra* note (66), at 28.
- (157) このことは、いわゆる未婚の母に対する児童扶養手当の取り扱いにおいて明確となる(児童扶養手当法施行令第1条の2)。未婚の母の場合、子どもが父親により認知されていないときには児童扶養手当が支給される。一方、認知を受けている場合には受給資格を失う。この相違については、子どもの認知に伴う非監護者の私的扶養義務の発生が、手当不支給の理由であるものと解することができる。しかし仮にそうであるとすれば、離婚による母子家庭との差別的取り扱いにつき合理的理由を欠くことになろう。

なお、昭和60年の児童扶養手当法改正を家族政策(家庭政策)の観点から検討する論稿として、堀勝洋『福祉改革の戦略的課題』中央法規・1987年、289頁以下を参照。

- (158) 現在のわが国における家族形態の多様化傾向を統計上の諸事実から分析し、法制度との関連において考察する論稿として以下参照。有地亨「現代家族と家族関係に関する諸法」(同編『現代家族法の諸問題』弘文堂・1991年)1頁以下、石川稔「家族の変貌とこれからの家族法」法学セミナー・410号(1989年)26頁以下、同「社会保障制度と家族」(隅谷三喜男編『社会保障の新しい理論を求めて』東京大学出版会・1991年)177頁以下。
- (159) 離婚による生活共同体の解消後にもなぜ親の扶養義務は継続するのかという、いわば法哲学的な論点に対する説明は、その理論的根拠がいかなるものであれ、多かれ少なかれイデオロジカルな色彩を帯びざるを得ない。この問題に対しては、親の義務の観点とともに子どもの権利の観点からの考察が必要となる。*See*, Eekelarr, *Equality and the Purpose of Maintenance*, 15 Journal of Law and Society 188, 194 (1988).

未成熟子扶養法における血縁の重視につき、深谷前掲註(11)は、次のように説く。「血縁の重視はいつの時代にも家族関係の全面的基礎であったのではない。それはむしろ近代的原理であるといってもよい。しかもそれは親子の血縁がそれだけで孤立してなお絶対的価値ありとする考えではなく、子の保護のために、血縁ある実の親が愛情をもって子を育てるといった人間の平均的傾向に期待し

て、実親に子を委ねるという考えがそこにあるのであり、さらに進んで、その平均的傾向性に裏打ちされて出てくる、子をしてこの世に生あらしめた者（親）はその子を養育すべしとの近代社会に広く存する倫理意識による社会統制をとりこむことを意図して、近代法制が親子関係を基礎とする未成熟子扶養法を展開するに至ったのである」（217頁以下）。

社会が家族関係の多様化を許容しつつある現在の社会的状況の中では、未成熟子の扶養負担の配分につき、近代法における血縁の重視と親子の現実の社会的関係とのバランスをいかにとるのが検討課題とされなくてはならないものと思われる。

- (160) 公費負担の在り方および方法につき、石川前掲 註(6) 249頁以下、同 註(24) 83頁以下、上野前掲 註(5) 521頁以下、の提言が示唆に富む。
- (161) オーストラリアの1991年社会保障法(Social Security Act 1991 (Cth)) 第251条(1)は、共同監護の場合、ひとり親関連の社会保障給付は父母のいずれか一方にのみ給付する旨を規定する。この点を批判的に検討する論稿として、R. S. Magnusson, *Joint Custody, Shared Access and the Sole Parent's Pension: Winner Takes All?*, 6 *Australian Journal of Family Law* 161 (1992)。
- (162) アメリカ AFDC (Aid to Families with Dependent Children) プログラムの下における「結婚しないシングル・マザー (never-married single mothers)」の問題を、基本権(プライバシーおよび家族の自律 fundamental rights to privacy and familial autonomy)、財政面における国家の利益、および子どもの権利の観点から考察する論稿として、C. Anders, *State Intervention into the Lives of Single Mothers and Their Children: Toward a Resolution of Maternal Autonomy and Children's Needs*, 8 *Law and Inequality* 567 (1990)。参照。英国法については、ヨーロッパ人権条約第8条との関係が問題となる余地がある。See, Maclean and Eekelaar, *supra* note (139), at 223。

五. 結びにかえて：医療保障・教育保障・労働権保障との連携

国連子どもの権利条約は、その第27条第2項において被扶養児童の養育費につき、「父母又は児童について責任を有する他の者は、自己の能力および資力の範囲内で、児童の発達に必要な生活条件を確保することについての第一義的な責任を有する」と規定する。また同条第4項では、「締約国は、父母または児童について金銭上の責任を有する他の者から、児童の扶養料を自国内で及

び外国から、回収することを確保するためのすべての適当な措置をとる」と規定する。⁽¹⁶³⁾ わが国でも現在、同条約の批准に向けて議論が続けられており、条約の批准が行われた場合には国内の関連法制の整備が求められることになる。その際、わが国の児童保障法の領域において、離婚後の養育費確保の法的保障が早急に解決されるべき課題のひとつであることは言うまでもない。

この、適切な額の養育費を子どもの権利として法的に保障することは、オーストラリアにおける児童扶養法改革の中心的課題でもあった。その意味においてオーストラリア法の試みは、わが国の児童扶養法の今後の在り方を検討する際に、興味深い課題を提出するものと思われる。特に社会保障法学の観点からは、福祉国家における子どもの権利の法的保障の在り方、社会保障法と児童扶養法との関係、社会保障法における家族と国家の二分法的把握（私的領域／公的領域）に対する一定の修正、などの諸問題に関する具体的な事例としてとらえることができよう。

しかし、生別母子家庭における子どもの生活保障を考察する場合には、その経済的な側面たる所得保障の問題とともに、医療保障および教育保障に関する法的諸問題もあわせて考察する必要がある。また、母親の就労に基礎を置く母子家庭の生活の自立についても児童保障と関連付けて検討を加えなくてはならない。⁽¹⁶⁴⁾ 序章において述べたように、オーストラリアと同様、わが国でも現在母子家庭は一般に経済的弱者の立場に置かれることが多い。加えて、福祉的対応が遅れている、父子家庭の生活問題も看過できない状況にある。そのような現状に鑑み、今後は子どもの権利の観点から、ひとり親家族に対する所得保障・医療保障・教育保障の諸施策の連携を図ることとともに、生活の自立を援助・促進することを目的として親の労働権保障を図るための諸施策を整備拡充することが望まれる。⁽¹⁶⁵⁾

これらの諸問題をめぐる法的課題の考察は、本稿の目的を越えることになる。そこで稿を改め、英国法の継受と福祉国家化に伴うその変容過程という観点から、アイルランド・英国・オーストラリアの比較法を中心に検討して行くこととしたい。

- (163) いずれも政府訳「児童の権利に関する条約」による。同条約における養育費確保問題の取り扱いを審議過程から検討する論稿として、石川稔「親子法の課題」(『講座 現代家族法 第3巻』日本評論社・1992年) 29頁以下参照。
- (164) ひとり親家族のケースに限らず、一般論として(非市場的な社会関係との性格を有する) 家族に関する社会保障の法と法政策も、労働市場の法と法政策との関連において論じられる必要がある。この点をめぐる社会保障論の理論的課題については、「社会保障理論の再構築」をテーマとして行われた第27回社会保障研究所シンポジウムの各レポート(季刊社会保障研究・29巻1号(1993年)4頁以下所収)が参考となる。

なお、英国・アメリカ・カナダの各国における政策的対応につき、P. M. Evans, *Targeting Single Mothers for Employment: Comparisons from the United States, Britain, and Canada*, 66 *Social Service Review* 378 (1992). 参照。英国の現状を検討し、母親の就労による自立の促進援助への政策転換の必要性を説く論稿として、Social Advisory Committee (Gt. Brit.), Joan C. Brown, WHY DON'T THEY GO WORK? MOTHERS ON BENEFIT (1989). がある(同書の紹介として、下夷美幸「資料紹介」海外社会保障情報・94号(1991年)46頁以下)。母子家庭の母親の就業促進措置に関するわが国の現行法および立法政策上の問題点につき、佐藤進『社会保障と社会福祉の法と法政策』(誠信書房・1990年)223頁以下、脇田滋「母子家庭と生活保障」(梶井常喜編『社会保障法』エイデル研究所・1991年)267頁以下参照。

また、家族形態の多様化が進展しつつあり、その政策的対応としてスウェーデンおよびノルウェーと並び「明確で総合的な家族政策を有する」(ノーマン・ジョンソン前掲 註(146)84頁)と評されるフランスにおける、ひとり親家族の職業上の自立のための援助制度(職業教育・公職へのアクセス・子どもの保育・母子福祉施設)に関し、神尾真知子「フランスにおける単親家族と社会保障」海外社会保障情報・104号(1993年)15頁以下参照。

- (165) この点に関して次の諸論稿を参照。佐藤進「子どもの権利と社会保障法をめぐって」(日本法社会学会 編『子どもと法』有斐閣・1980年)29頁以下、松村祥子「家族問題と家族政策」社会福祉研究・58号(1993年)34頁以下、W. Voegeli and B. Willenbacher, *Children's Rights and Social Placement: A Cross-national Comparison of Legal and Social Policy towards Children in One-parent Families*, 7 *International Journal of Law and Family* 108 (1993).

《研究 労働法・経済法》は慶應義塾大学産業研究所の不定期刊行物です。



生別母子家庭における子どもの
生活保障と社会保障法
—— オーストラリア児童扶養法の
改革とわが国の課題 ——

1994年3月31日発行

著 者 増 田 幸 弘
発行所 慶應義塾大学産業研究所
〒108 東京都港区三田 2-15-45

印刷・高陽印刷(株)